

分析結果報告書（案）

平成20年 月
文部科学省
調査調整課
競争的資金調整室

研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）
に基づく体制整備の実施状況について（分析結果報告）

1. はじめに

平成19年2月15日付文部科学大臣決定「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（以下、「ガイドライン」という。）第7節に基づいて、ガイドラインを踏まえた各研究機関における体制整備等の状況報告書（以下、「実施状況報告書」という。）の提出を求めた（平成19年10月11日付科学技術・学術政策局長通知）。

実施状況報告書の提出を求めたのは、同節(1)①で「文部科学省等が実施すべき事項」の一つとして「有識者による検討の場を設け、ガイドラインの実施等に関してフォローアップするとともに、必要に応じてガイドラインの見直し等を行う」とされており、平成19年7月に「研究機関における公的研究費の管理・監査に関する検討会」が設置され、同検討会において、研究機関の体制整備状況の確認手法や報告書様式及び現地調査の実施等について検討がなされてきたものを受けたものである。

研究機関から提出された実施状況報告書（平成19年11月までに約1,600機関から提出）の記載内容の分析を行うとともに、別途実施した現地調査結果の分析を併せて行い、各研究機関におけるガイドラインへの対応状況について、その傾向等を整理した結果をここに報告するものである。

なお、平成19年11月に実施状況報告書の提出を求めた対象機関は次のとおりである。

- ①平成19年度において文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から競争的資金等（ガイドラインの別紙に示した制度）を受けて、その管理を行っている機関のうち、平成20年度も継続して資金配分を受けて、その管理を行うこととなる機関。
- ②平成20年度の科学研究費補助金に応募する研究者の所属機関。

2. フォローアップの手法

フォローアップは、実施状況報告書の記載内容を分析するとともに、特に実施状況報告書では確認が難しい公的研究費の管理に対する意識（取組の考え方や方針）などについては、サンプリングによる現地調査で確認する形で行った。

なお、フォローアップに当たっては、①ガイドラインは大綱的な性格を有しているもので、具体的な制度構築は、個々の研究機関の判断に委ねられていること、②各研究機関におけるガイドラインを踏まえた取組が始まったばかりであること、また、③ガイドライン自体も、今後の運用を通じて、研究機関の実態に即した、より現実的かつ実効性のあるものになるよう見直しを行っていくものであることにかんがみて、以下の点を基本的な視点とした。

基本的な視点

- (1) ガイドラインへの対応は、組織の長の責任とリーダーシップの下、構成員である研究者と事務職員が自律的に関与して行うことが重要であり、また、不正防止の観点からは、研究費の管理、使用に関する実態を踏まえたものであることが極めて重要である。このため、研究者及び事務職員の問題意識や意見・要望を反映できるような形で検討がなされているか、実態の把握はなされているかという視点で確認し、必要に応じて、そのような機会が確保されるように促す。

- (2) 全機関に実施を要請している各事項に各機関はどこまで対応していれば十分なのかについては、機関の規模や性格だけでなく、各機関の個別事情を考慮する必要がある。
このため、機関の取組事例や、現時点で、問題があり指導・助言した方が良いと思われる事項を抽出するという視点で確認する。

(1) 実施状況報告書の分析

実施状況報告書の分析は、ガイドラインで全機関に対して実施を要請する事項のうち「必須事項」^(注1) に関して着実に実施されているかを確認し、実施状況に問題があると考えられるものについて抽出した。また、「その他の事項」^(注1) については、取組の進捗状況の把握を基本とし、既に対応しているとする研究機関にあっては、現時点で再検討の要請などが必要と考えられるものについて抽出した。

(注1) ガイドラインで実施を求めている事項の中には、実態把握や研究者及び事務職員の問題意識の把握を要するものなど、短期間での対応が困難であると考えられる事項がある。一方、①責任体系の明確化や発注・検収業務について当事者以外によるチェックが有効に機能するシステムの構築・運営など、報告時点において対応が必要と考えられる事項や、②各種窓口の設置など、運用面では時間を要するものの形式面が優先する事項がある。後者(①及び②に該当する事項)については、「必須事項」として報告時点において最低限実施を求めている。これに対し、前者を「その他の事項」として位置付ける。

(2) 現地調査の実施

現地調査は、以下の事項を基本方針として行った。

- ①各研究機関における体制整備等の現状、実態の把握を行うとともに、ガイドラインに関する理解の深化を図ることを目的として行う。実施状況報告書の内容の問題点について調査することを主たる目的として行うものではない。
- ②機関の選定に当たっては、資金配分額の多い機関を中心に国・公・私立大学、独立行政法人の研究所等の研究機関の種類別バランス、過去において研究費不正使用問題を契機に不正防止に関する意識向上や取組に努力した機関などを考慮。
- ③年間100機関程度の調査を予定し、平成19年度は30機関程度を対象。

平成19年度の現地調査は、平成20年1月中旬～2月末を中心に30機関について実施した。なお、一部の機関については、有識者の視点を含める意味で「研究機関における公的研究費の管理・監査に関する検討会」委員の御協力を頂いた。

現地では、①研究者及び事務職員の問題意識や意見・要望を反映できるような形で検討がなされているか、実態の把握はなされているかという視点、②機関における研究費の管理に関する意識の確認という視点を重視して、ガイドラインをどの様に捉え、どのように取り組んでいるかについて、最高管理責任者、統括管理責任者等からのヒアリング等を実施した。

(現地調査実施機関)

国立大学(15機関)、公立大学(3機関)、私立大学(9機関)、独法・民間等(3機関)

(現地調査日程の例)

1. 最高管理責任者又は統括管理責任者からのヒアリング
ヒアリング事項：ガイドラインへの取組状況全般、体制整備に当たっての問題点や課題と今後の取組予定、実施状況報告書の特記事項など
2. 発注・検収、防止計画推進部署の担当者からのヒアリング及び検収現場等の視察
ヒアリング事項：研究費の管理に関する事務手続きの現状、不正発生要因の把握及び不正防止計画の検討の状況と取組予定、検収業務の現状 など
3. 内部監査部門の担当者等からのヒアリング及び経理関係書類の確認
ヒアリング事項：内部監査の現状と今後の取組予定、支払いの証拠書類の確認

3. 各機関における取組状況の概況

(1) 「必須事項」への取組状況

各研究機関から提出された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドラインに基づく体制整備等の取組状況整理票」（以下、「取組状況整理票」という）を基に、必須事項の実施状況について整理すると以下のような状況である。（各データは「4. ガイドライン各節ごとの状況」を参照。）

概観すると機関内の責任体系については、概ねすべての研究機関で明確にされており、各責任者の職名の公開に向けた取組も急速に進んでいると考えられる。事務処理手続きに関する相談受付窓口などの相談受付窓口は、平均すると約80%を超える研究機関で、通報（告発）受付窓口は約80%弱の研究機関で設置されており、概ね各研究機関での取組がなされていると考えられる。^(※1)しかしながら、防止計画推進部署を設置している研究機関は約70%弱、内部監査体制を整備している研究機関は約50%であり、やや取組が遅れていると考えられるが、検討中の研究機関を含めると双方ともに80%超という状況になっている。また、発注・検収業務における当事者以外によるチェック機能が有効に機能するシステムの構築・運営に関しては、すべて事務職員が発注業務を行っている研究機関が約40%、研究者が行っている研究機関が約60%と、多くの研究機関で研究者による発注が行われており、検収業務については、事務職員が行っている研究機関が約70%弱となっており、研究者が検収を行っている研究機関中の約75%の研究機関で当事者以外の者による検収が行われている。また、当事者による発注・検収業務が行われている研究機関も見受けられた。

このように形式的な取組が求められる事項は概ね実施されていると考えられる。しかしながら、「必須事項」に対応できていないと回答している研究機関も一部あり、~~私立大学、短期大学、民間企業がその多くを占めている。~~各項目で該当機関数等は異なるものの、平成19年9月末時点で科学研究費補助金などの公的研究費を受けていない研究機関、あるいは、受けてはいるが5件以下かつ1,000万円以下と、比較的受給規模が小さい研究機関が約70%と多く見られた。

※1 「大学等における科学技術・学術活動実態調査報告」（大学実態調査2007）によると、研究費の適正な管理に関する全学としての不正告発窓口を設置している国公私立大学は、平成19年7月現在、全体で32.8%になっている。

(2) 「その他の事項」への取組状況

「その他の事項」は、実態を把握することが重要な事項や、体制の整備等まで時間を要すると考えられた事項である。各事項で「対応できている」と回答している研究機関は多くが半数以下で、「検討中」と回答している研究機関が概ね半数を占めており、今後の体制整備が望まれる。「その他の事項」の中で、特に「関係者の意識向上に向けた取組」、「不正防止計画の策定」、「外部への公開」の状況について整理すると以下のような状況である。

「関係者の意識向上に向けた取組」については、約60%の研究機関で取組がなされており、取組事例としては、行動規範を作成し、研修会等で周知している研究機関が多く見られ、全体の約20%強を占めている。行動規範の作成は、現場での具体的な課題を踏まえて作成したり、研究者と事務職員が一緒に検討し作成している研究機関と、他の機関を参考に作成している研究機関とがほぼ同じ割合になっている。

「不正防止計画の策定」については、不正発生要因を把握し、不正防止計画を策定している研究機関は約20%弱であり、多くの研究機関で策定に向けた検討がなされている。また、不正発生要因の把握ができていない研究機関は、既に不正防止計画を策定している研究機関と併せて全体の半数であり、残り半数の研究機関にあっては不正発生要因の把握方法について検討している状況である。

「外部への公開」については、最高管理責任者が率先して不正防止計画に対応することを機関内外に表明する、競争的資金等の不正への取組に関する機関の方針及び意志決定手続きを外部に公表することを求めているが、いずれも約20%強の研究機関では公表されているものの、約80%の研究機関で、検討中を含め公表されていない状況である。

4. ガイドラインの各節ごとの状況

ここでは、各研究機関から「実施状況報告書」と併せて提出された「取組状況整理票」を基に、ガイドラインの各節ごとの状況を整理している。なお、実施状況報告書は1,642機関から提出を受けたが、電子媒体の不備等のため1,561機関^(注1)の集計となっている。

また、回答がなされていない場合や、~~取組状況が同じであると思われる研究機関でも選択された回答が「検討している」、「対応できていない」と異なる場合なども見受けられたが、同じ取組内容であっても異なる回答をしている場合なども見受けられたが~~、各研究機関からの回答を基に集計、整理している。

なお、各研究機関における体制整備の参考となるよう、各節ごとに「参考となる取組の事例」と「改善・検討が必要な事例」を記載している。ただし、ガイドラインへの対応は、各研究機関の規模や性格などの実情に応じて、各研究機関で検討されることが重要であり、「参考となる取組の事例」に倣うことを求めるものではない。あくまで自機関における検討に際して、他機関の取組事例が参考になる場合もあると考えて紹介しているものである。

(注1) 1,561機関の内訳

国立大学 83、公立大学 73、私立大学 536、短期大学 280、高等専門学校 59、
大学共同利用機関、国都道府県立の研究所 126、独立行政法人 75、
民間企業 207、公益法人 122

ガイドライン第1節 機関内の責任体系の明確化 **【必須事項】**

競争的資金等の運営・管理を適正に行うためには、運営・管理に関わる者の責任と権限の体系を明確化し、機関内外に公表することが必要である。

(全機関に実施を要請する事項)

- ① 機関全体を統括し、競争的資金等の運営・管理について最終責任を負う者（以下、「最高管理責任者」という。）を定め、その職名を公開する。最高管理責任者は、原則として、機関の長が当たるものとする。
- ② 最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の運営・管理について機関全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者（以下、「統括管理責任者」という。）を定め、その職名を公開する。
- ③ 機関内の各部局等（例えば、大学の学部、附属の研究所等、一定の独立した事務機能を備えた組織）における競争的資金等の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者（以下、「部局責任者」という。）を定め、その職名を公開する。
- ④ 最高管理責任者は、統括管理責任者及び部局責任者が責任を持って競争的資金等の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

各研究機関の取組状況

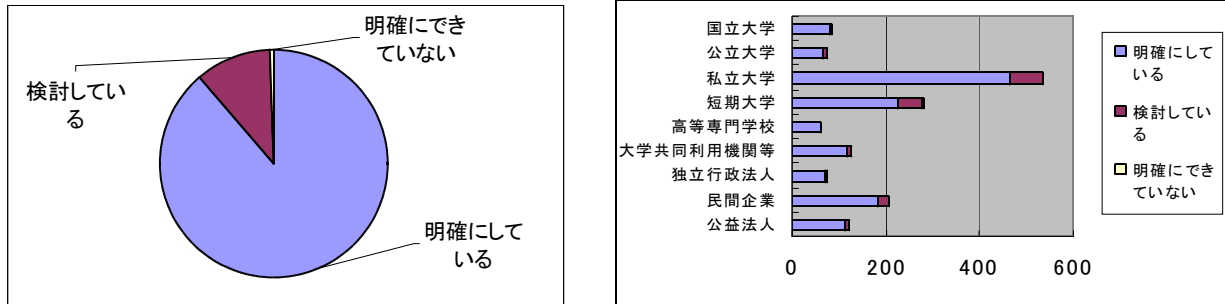
【責任体系の明確化への取組状況】

ガイドライン第1節はすべて「必須事項」としている。約89%の研究機関で最高管理責任者、統括管理責任者等の責任体系は明確にされている。しかしながら、約11%の研究機関にあっては、各責任者の責任と権限を明確に記した規程等の整備が報告書提出時に間に合わない等の理由で「検討している」と回答している機関も見られ、また、極めて少数ではあるが、責任体系について「明確にできていない」と回答している研究機関があった。これら責任体系を明確にできていない機関は~~私立大学、短期大学及び民間企業に見られたが、いずれも数機関であり、~~における平成19年9月末時点の競争的資金等の受給状況を見ると、競争的資金等の配分を受けていない、配分は受けているが5件以下かつ1,000万円以下と小規模な研究機関が約78%を占めているという状況である。

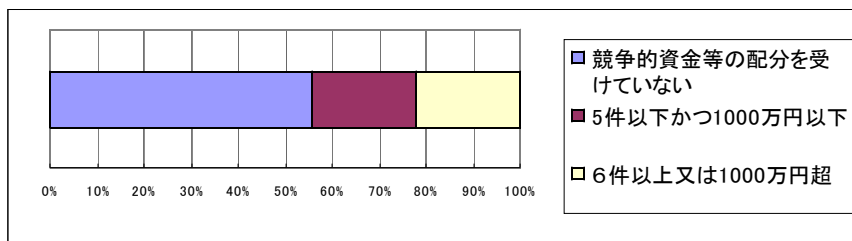
報告書提出時点では「検討中」のものもあるが、全体としては「責任体系は明確にされている」と考えられる。

<機関内の責任体系（最高管理責任者）の明確化について（取組状況整理票の項目1）>

機関内の責任体系の明確化の状況（1559機関）



機関内の責任体系を明確にできていない
研究機関の研究費受給状況（9機関）



（注）研究費の受給状況については、「実施状況報告書」に記載されたデータを基に整理。
ただし、H19.9時点で配分額が決定していない研究費は含まれていない。
以下の研究費受給状況を示す資料についても同じ。

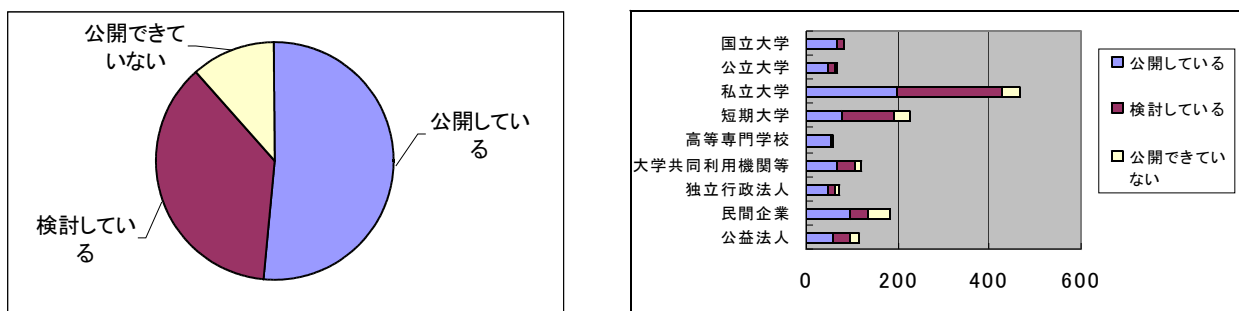
【責任体系の公開への取組状況】

責任体系を「明確にしている」と回答した研究機関のうち、約51%の研究機関で責任体系が公開されているが、約37%の研究機関は「検討中」（公開予定時期を明確にしている研究機関を含む。）、約12%の研究機関は「公開できていない」と回答している。特に責任体系が明確であるにもかかわらず公開できていない機関は私立大学、短期大学及び民間企業が占めており、これらの研究機関における平成19年9月末時点の競争的資金等の受給状況を見ると、競争的資金等の配分を受けていない、配分は受けているが5件以下かつ1,000万円以下と小規模な研究機関が約68%を占めているという状況である。

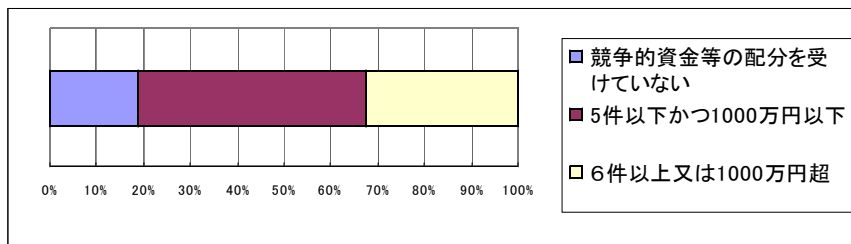
報告書提出時点では、公開予定時期を明確にして検討中としている研究機関もあるが、公開している機関は約半数であり、全体としては「責任体系の公開への取組が不十分」と考えられる。

<機関内の責任体系（最高管理責任者）の明確化について（取組状況整理票の項目1）>

責任体系を明確にしている研究機関での公開状況（1381機関）



責任体系を明確にしているが、公開できていない
研究機関の研究費受給状況（158機関）



~~（注）研究費の受給状況については、「実施状況報告書」に記載されたデータを基に整理。
以下の研究費受給状況を示す資料についても同じ。~~

【まとめ】

「責任体系の明確化と公開」への取組事例としては、多くの研究機関が最高管理責任者、統括管理責任者等の役職を規定した公的研究費の管理・監査に関する規則を作成し、公開しているが、既存の組織規程・規則や寄附行為等と組織図の公開をもって、責任体系を明確にし、公開していると回答している研究機関もあった。一方、組織が小さく公開の必要性に疑問があるとする研究機関や、研究費を取得した時点で公開すると回答している研究機関、あるいは当機関HPでの情報提供の趣旨・目的に馴染まないとする研究機関など、責任体系は明確にしているが公開されていない研究機関もあった。

~~研究機関内の責任体系を明確にし、それを公開することは、「責任体系の明確化と公開」は、競争的資金等の運営・管理に関わる者に、それぞれの責任と権限の範囲の正確な理解と責任ある取組を促すとともに、公的資金の原資を負担する国民に責任を持って管理の体系を明示するものであり、競争的資金等の運営・管理を適正に行う上で極めて重要であると考えており、考える。このため、組織の規模や競争的資金等の受給の有無規模にかかわらず、早急に責任体系を明確にした上で、かつ、外に向けてわかりやすく積極的に公開することが望まれる必要である。~~

参考となる取組の事例

★ ~~ガイドラインを契機として、研究機関全体の環境をより良いものにしようとして検討している事例~~

~~（国立大学）~~

- ~~・ 研究活動は、ガイドラインで示す競争的資金等だけでなく、学内研究費、共同研究、寄付金等により行われるものもあること、また、教育活動に関連した経費もあることから、学内において種々検討した結果、研究機関としての責任体系を明確にするに際しては、ガイドラインで示す公的研究費に限定せずに、教育研究経費の適正な管理・監査を行うという視点から検討し、公開している。このため、統括管理責任者も、研究と教育という明確な役割分担に応じて複数設置している。~~

改善・検討が必要な事例

- ~~・ 機関内の責任体系について検討中。（又は各責任者を決められていない。）~~
- ~~・ 公開方法について検討している。~~
- ~~・ 研究機関内の職員には周知しているが、外部への公開は考えていない。（又は研究費を取得した時点で公開する。）~~

ガイドライン第2節 適正な運営・管理の基礎となる環境の整備

最高管理責任者は、研究費の不正な使用（以下、「不正」という。）が行われる可能性が常にあるという前提の下で、不正を誘発する要因を除去し、十分な抑止機能を備えた環境・体制の構築を図らなくてはならない。

(1) ルールの明確化・統一化

（全機関に実施を要請する事項）

競争的資金等に係る事務処理手続きに関するルールについて、以下の観点から見直しを行い、明確かつ統一した運用を図る。

- ① すべての研究者及び事務職員にとって分かりやすいようにルールを明確に定め、ルールと運用の実態が乖離していないか、適切なチェック体制が保持できるか等の観点から常に見直しを行う。
- ② 機関としてルールの統一を図る。ただし、研究分野の特性の違い等、合理的な理由がある場合には、機関全体として検討の上、複数の類型を設けることも可能とする。また、ルールの解釈についても部局間で統一した運用を図る。
- ③ ルールの全体像を体系化し、すべての研究者及び事務職員に分かりやすい形で周知する。
- ④ 事務処理手続きに関する機関内外からの相談を受け付ける窓口を設置し、効率的な研究遂行を適切に支援する仕組みを設ける。 **【必須事項】**

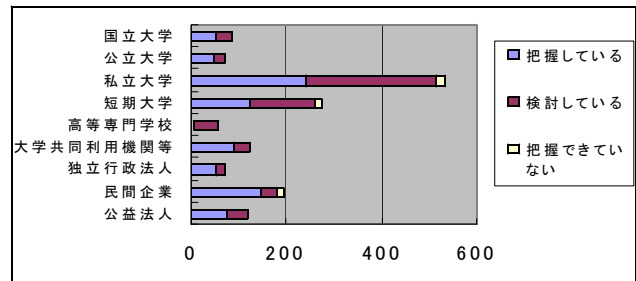
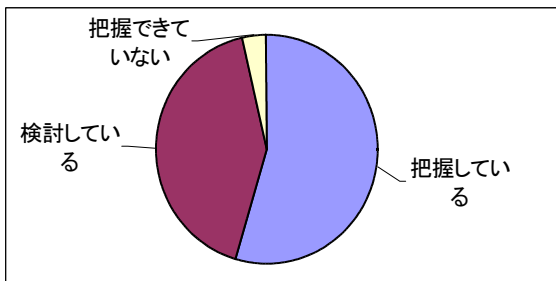
各研究機関の取組状況

【競争的資金等に係る事務処理手続きに関するルールの見直しへの取組状況】

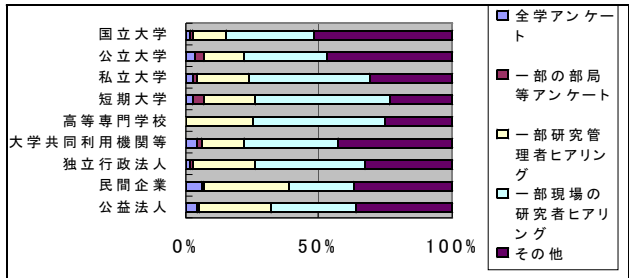
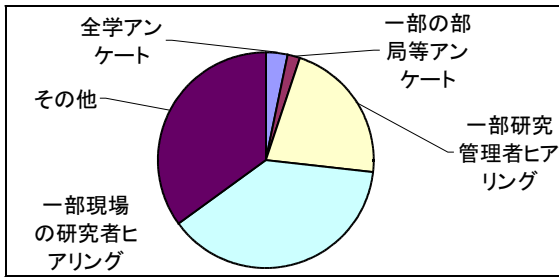
ルールと運用の実態が乖離していないか等の観点から見直しを行うためには、ルールの運用実態を把握することが必要となる。各研究機関におけるルールの運用実態の把握状況については、約54%の研究機関で把握していると回答しており、それら機関における実態把握の方法としては、一部の現場の研究者からのヒアリングを実施している研究機関が約39%と最も多かった。また、約42%の研究機関が「把握方法を検討している」と回答しているが、約4%の研究機関にあっては「実態を把握できていない」と回答している。~~把握できていないとする機関は私立大学、短期大学、民間企業がその多くを占めている。~~

＜最高管理責任者等による事務処理手続きに関するルールの運用実態の把握状況について（取組状況整理票の項目2）＞

各部局における事務処理手続きに関するルールの運用実態の把握状況（1531機関）



事務処理手続きに関するルールの実態把握を把握している
研究機関での実態把握の方法（1017機関）

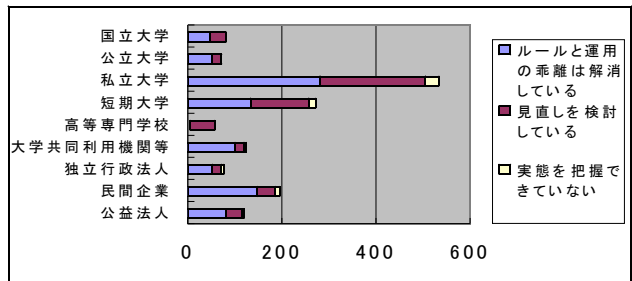
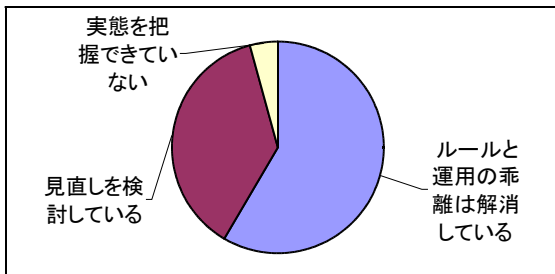


【ルールの明確化、統一的な解釈に基づく運用への取組状況】

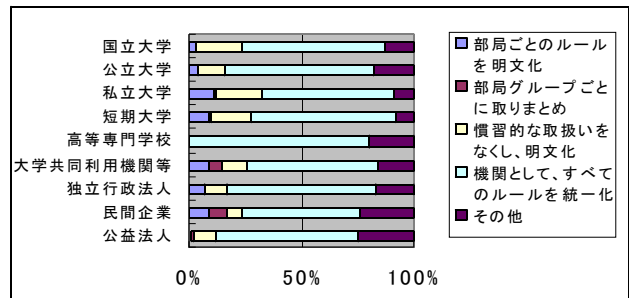
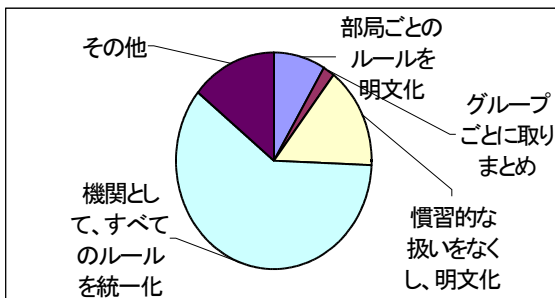
ルールの明確化・統一的な解釈に基づく運用については、約59%の研究機関が「定められているルールは、運用実態との乖離についての問題は基本的に解消されている」と回答しており、それら機関におけるルールの明確化の方法としては、「機関として、すべてのルールを統一した」とする研究機関が約60%と最も多かった。また、約37%の研究機関が「運用実態と乖離している手続き等を解消する等の見直しを検討している」と回答しているが、約4%の研究機関にあっては「部局の運用実態が把握できていない」と回答している。~~把握できていないとする機関は私立大学、短期大学、民間企業が多くを占めている。~~

＜ルールの明確化・統一的な解釈に基づく運用に向けた
取組状況について（取組状況整理票の項目3）＞

ルールの明確化、統一的な解釈に基づく運用状況（1529機関）



ルールと運用実態との乖離は基本的に解消している
研究機関におけるルールの明確化の方法（1409機関）

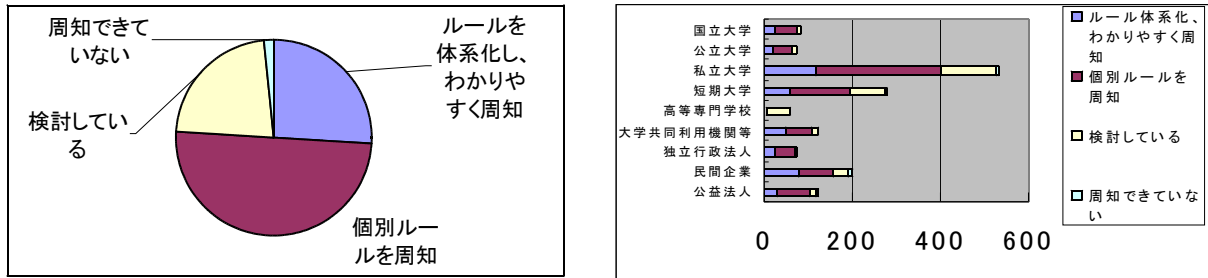


【研究者及び事務職員に対するルールの周知への取組状況】

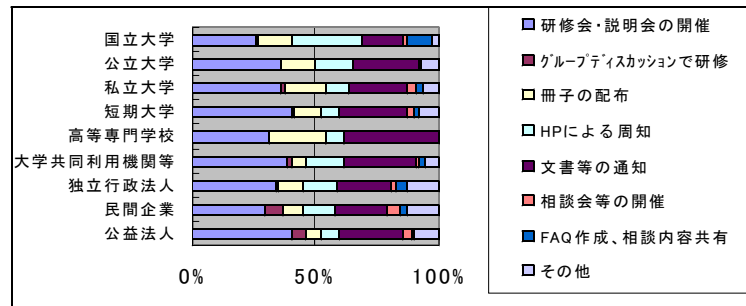
ルールの周知については、「ルールの全体構造の中での個別ルールの意味付けをわかりやすい形で体系化し、周知している」と回答している研究機関が約26%、「個別ルールについて、周知している」と回答している研究機関が約50%となっており、これらの機関における周知方法は研修会・説明会により周知している機関、文書等により通知している機関が多い。

＜研究者及び事務職員に対するルールの周知に向けた取組状況について（取組状況整理票の項目4）＞

ルールの周知に向けた取組状況（1540機関）



ルールを周知できている研究機関における周知方法（402機関・複数回答）



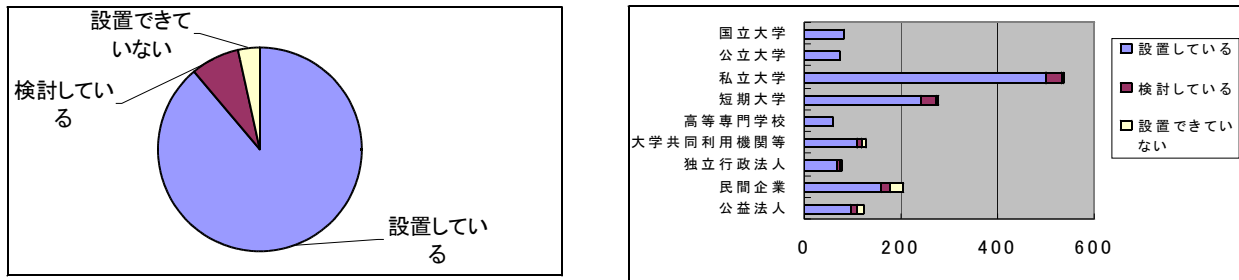
【事務処理手続きに関する機関内外からの相談を受け付ける窓口設置への取組状況】

「必須事項」である事務処理手続きに関する相談受付窓口の設置については、約89%の研究機関で設置がなされている。しかしながら、約8%の研究機関にあっては、従前より相談に対応している係を窓口として設置する予定である、競争的資金が獲得できた時点で窓口として設置するとして「検討している」と回答している研究機関も見られ、約4%の研究機関は、小規模組織であり日常的に研究者の相談に対応できる等の理由で「設置できていない」と回答している研究機関があった。相談窓口の設置ができていない機関は民間企業や公益法人がその多くを占めており、~~これら研究機関の平成19年9月末時点の競争的資金等の受給状況をみると、競争的資金等の配分を受けていない、配分は受けているが5件以下かつ1,000万円以下と小規模な研究機関が約72%を占めているという状況である。~~

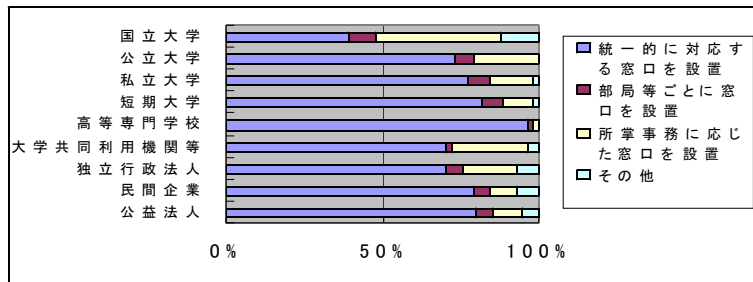
報告書提出時点では「検討している」と回答している研究機関もあるが、全体としては「事務処理手続きに関する相談受付窓口は設置されている」と考えられる。ただし、窓口が設置されている研究機関の約18%が「判断の難しい相談事項に対応できていない」と~~回答しており、回答している。これら研究機関にあっては研究機関で定める手続きに関する相談に対応できていない場合には、一層の検討が必要である求められる。~~

<事務処理手続きに関する相談受付窓口の設置状況について（取組状況整理票の項目5）>

事務処理手続きに関する相談受付窓口の設置状況（1557機関）【必須事項】

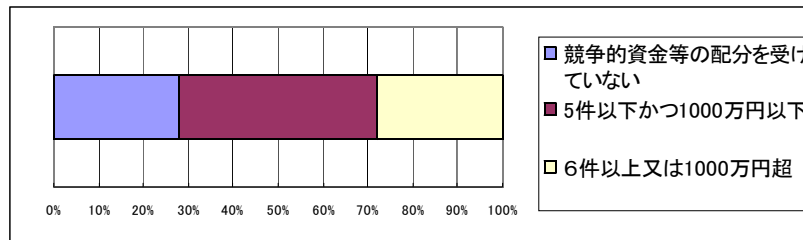


相談受付窓口を設置している研究機関における窓口の設置形態（1379機関）

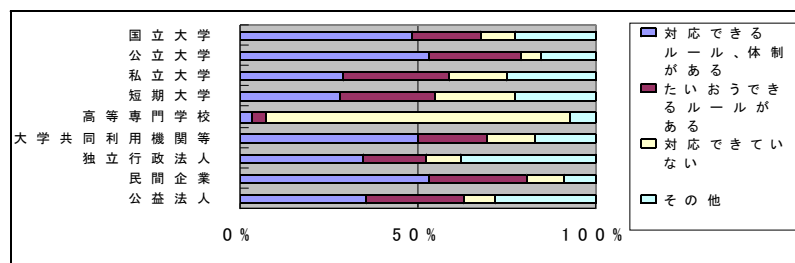


(注) 当該設問への回答に際して、部局ごとの窓口と本部事務局に総合的な窓口を設けている機関や、総合的な窓口も所掌事務に応じて設置している機関があり、複数回答している機関もあったため、「統一的对応する窓口設置」と「部局等ごとに設置」の両者を選択している場合は、便宜上、「統一的对応する窓口設置」として整理している。

相談受付窓口を設置できていない研究機関の研究費受給状況（54機関）



相談受付窓口を設置している研究機関における判断の難しい相談事項への対応状況（1360機関）



【まとめ】

事務処理手続きに関するルールの運用実態の把握や、ルールの明確化・統一的理解に基づく運用、ルールの周知は「必須事項」ではないが、報告書提出時点では「検討している」と

回答している研究機関も含めると、全体としては「ガイドライン第2節（1）ルールの特明確化、統一化」への取組が進んでいると考えられる。

なお、「ルールの特明確化・統一化」への取組事例としては、実態把握に当たって本部事務局の職員が部局を訪問してヒアリングを実施している研究機関や、機関内の研究者及び関係職員のすべてを対象にしたアンケートを実施している研究機関もあり、現場で困っていることがないか等幅広に意見を求めている機関もあった。また、機関としての基本的なルールを特明確に策定した上で、各研究者への意見照会・周知に取り組んでいる機関や、特具体的な運用に際して、研究者等からの意見を踏まえて細部は部局で定めることを検討している機関もあった。ルールの周知に際しては HP 上でルールを体系化し、わかりやすく周知するよう工夫している機関や、研究者向けのハンドブックを作成している機関もあった。

不正を誘発する要因を除去し、十分な抑止機能を備えた環境・体制を構築するための一つの観点である「ルールの特明確化・統一化」に当たっては、研究者が事務手続きを十分理解することを期待している研究機関もあったが、そのためには、わかりやすく手続きを周知する工夫等が重要であるとする。また、各研究機関の実情に応じた実効性あるルールを策定するためには、研究現場や部局の実態を踏まえることが極めて重要であり、そこから得られる課題を継続的にチェックし、常に見直しができるようにすることが望まれる。

「必須事項」である「事務処理手続きに関する相談受付窓口の設置」への取組事例としては、学部、研究所等の多くの部局を有する組織では、各部局の相談窓口を設置した上で、競争的資金の申請関係、経理関係などの所掌事務に応じた窓口を本部事務局に設置する傾向が見られ、比較的小規模な組織にあっては、事務局長や担当課による単一窓口で対応している研究機関もあった。

相談受付窓口の設置については、窓口として人を新たに配置することを必須として求めているものではなく、既存の係、担当者が相談を受けているのであれば、当該係や担当者を窓口として研究者等に周知されていることを求めているものである。また、効率的な研究遂行を適切に支援するための仕組みの一つであり、特に複数の窓口を設置している場合には、事務処理手続きに関してどこに相談すれば良いのかを特明確にし、研究者等に周知されていることが必要であり、窓口担当者によってルールの解釈が異なることが無いような工夫がなされていることが望まれる。また、窓口が設置できていない研究機関にあっては、早急に対応することが望まれる。

参考となる取組の事例

★ 窓口担当者によってルールの解釈が異なることが無いような工夫をしている事例

(私立大学)

- ・ 各部局担当者を相談窓口として位置づけているが、同じ内容の相談に対して異なる解釈で対応することが無いようする、様々な相談事例を知ることで機関内でのルールに対する理解を共有できるようにするために、各部局担当者の報告会の定期的な開催を検討している。

★ 研究者にわかりやすく周知する工夫をしている事例

(国立大学)

- ・ 研究者に事務処理手続きに関するルールを知ってもらうために、わかりやすい研究者向けのハンドブックを作成している。これに加えて、適正な研究費使用という点から、会計ルールについて、最低限、研究者として気を付けておくべき事項や、“やってはいけないこと”をポイントを絞って箇条書きにしたリーフレットを作成し、配布している。この資料は、研究室の誰でも見ることができる環境を整備している。

★ 機関内ルールの統一化に当たって、組織内のコンセンサスを得る取組をしている事例

(国立大学)

- ・ 学内統一ルールを策定していくに当たって、事務職員と一部の研究者で構成するワーキンググループで原案を作成し、各学部教授会で原案について説明するとともに、学内に対して広くコメントを求め、出された意見等を踏まえて検討している。

(私立大学)

- ・ これまでは細かな学内統一ルールがなく、10 以上ある学部等ごとにルールができていた。事務職員が中心のワーキンググループ、研究者が中心の学内委員会での検討を経て可能な限り標準化を行い、研究費の取扱いに関する手引きを作成した。標準化できないものは、部局の状況に応じた手引きの作成を予定している。今後は、現場の研究者の意見を踏まえて、実態と乖離のない手引きとなるよう検証を行う。

改善・検討が必要な事例

- ・ 相談内容に応じて各担当者が相談窓口になって対応しているが、研究者からは誰に相談すれば良いのか分からないという意見や、複数の部署に相談しなくて済むようにならないかという意見を受けている。
- ・ 研究者からの相談を受け付けている部署はあるが、相談窓口として機関内外への周知は特段行っていない。
- ~~・ 小規模組織であり、研究者と事務担当者間で常にコミュニケーションが図られているため、窓口を設置する必要性はないと考えている。~~
- ・ 相談窓口を担当する部署は決めているが、競争的資金が獲得できた時点で設置。

ガイドライン第2節 (2) 職務権限の明確化

(全機関に実施を要請する事項)

- ① 競争的資金等の事務処理に関する研究者と事務職員の権限と責任について、機関内で合意を形成し、明確に定めて理解を共有する。
- ② 業務の分担の実態と職務分掌規程の間に乖離が生じないように適切な職務分掌を定める。
- ③ 各段階の関係者の職務権限を明確化する。
- ④ 職務権限に応じた明確な決裁手続きを定める。

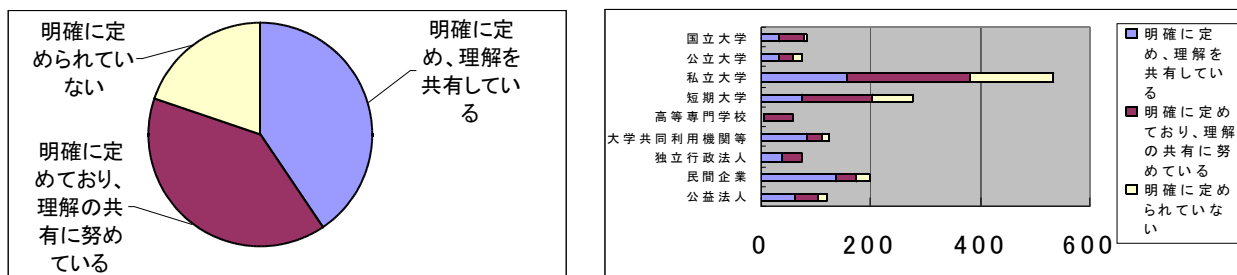
各研究機関の取組状況

【研究者と事務職員の権限と責任の明確化と理解共有への取組状況】

研究者と事務職員の間における職務権限の分担領域の明確化については、約40%の研究機関で「権限と責任の領域を明確に定め、理解を共有している」と回答しており、約40%の研究機関で「明確に定めており、理解の共有に努めている」と回答している。しかしながら、約20%の研究機関では「明確に定められていない」と回答しており、~~私立大学がその半数を占めている。~~

<研究者と事務職員との間における職務権限の分担領域の明確化について（取組状況整理票の項目6）>

研究者と事務職員の間における職務権限の分担領域の明確化の状況（1542機関）



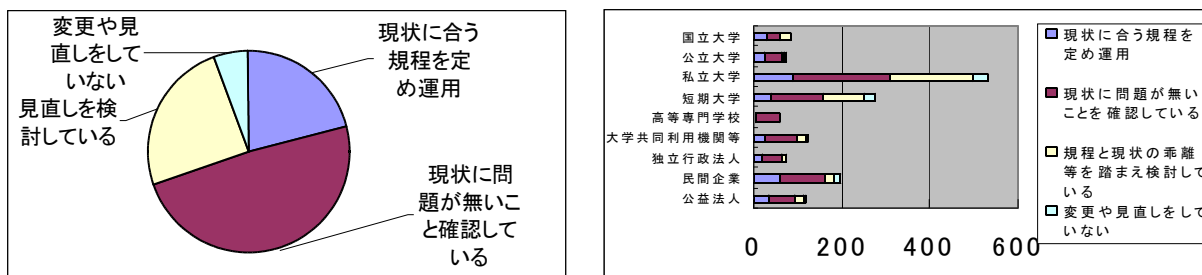
【適切な決裁権限規程及び職務分掌規程の制定状況】

決裁権限規程及び職務分掌規程については、約21%の研究機関が「過去の慣例に引きずられることなく、現状業務に合う形で規程を定め、運用している」、約48%の研究機関が「現状に問題がないことを確認している」、約25%の研究機関が「現状業務と職務分掌規程等の乖離における問題について整理、見直しを検討している」と回答しており、約94%の研究機関で現状の確認、

見直しがなされている。

＜適切な決裁権限規程及び職務分掌規程の制定状況について（取組状況整理票の項目7）＞

適切な決裁権限規程及び職務分掌規程の制定状況（1532機関）



【まとめ】

研究者と事務職員の間における職務権限に関しては、会計規則等で研究者の権限を示している研究機関などが多いと考えられる。理解を共有しているかという点に関しては、ルール見直しの際に研究者の意見を踏まえていること、研修会・説明会を通じた周知を行っていること等により、一定の理解が得られているものと思われるが、引き続き理解の共有に取り組むことが望まれるとともに、今後は、ルールに関する理解度の確認行為などを通じた検証が望まれる。また、対応がなされていない機関にあっては、今後の対応が望まれる。

なお、~~研究者と事務職員の間における職務権限の分担領域に関して、一部の研究機関では、研究費は研究者個人のものという意識が強く、研究費の機関管理の原則が必ずしも徹底されておらず、事務職員の権限を研究者による研究費管理を基本原則とする考え方のもとでの「研究機関における研究費管理のあり方」として、ガイドラインの要請事項等を踏まえ、支払いに関する事務手続きや一定条件以上の物品の納品確認などに限定している機関や、研究者が支払い関係書類をとりまとめている機関が見受けられた。個人への補助の性格を有する競争的資金であっても、その原資が国民の税金である以上、国民の信頼に応えるため、物品購入手続きをはじめとする競争的資金等の管理は、研究機関の責任において行われることが原則であるという考え方へ意識を改めることが望まれる。~~

また、適切な決裁権限規程及び職務分掌規程の制定状況については、概ね各研究機関とも整備されていると考えられる。しかしながら、現状把握を行っていないと思われる機関等が見受けられるが、これらの研究機関にあっては現状の把握を行い、必要があれば見直すことが望まれる。

参考となる取組の事例

★ 実態と乖離していたルールの見直しに取り組んでいる事例

(国立大学)

- ・ 会計規則等では、研究者の依頼に基づいて事務職員が業者に発注することになっていたが、事実上、研究者による業者への発注を黙認していた。ガイドラインを受けて学内で検討した結果、円滑な研究遂行の観点から、実態に即して会計規則等を見直し、研究者が発注できることを明文化した。
- ~~・ 研究者の依頼に基づいて事務職員が業者に発注することが基本ルールになっていて、緊急時などの特殊事情がある場合についてのみ研究者による発注を可能としていたが、今すぐ物品が必要「緊急時」との解釈の拡大の傾向が多く見られるようになってきた。学内で検討した結果、「今すぐ欲しい」とならないように計画的な執行を周知することにより、会計規則等に従い、研究者による発注は緊急時を除いてできないことを徹底した。~~

(私立大学)

- ・ 事務処理手続きの実態確認を行ったところ、規則上、決裁権限は部課長にあるが、実質は係長が処理したものを形式的に決裁していたものがあつた。責任と権限の明確化を図るうえで、実態に即して、形式的になっていた部課長による決裁を定めた規定を改め、係長に決裁権限があることを明確にした。

ガイドライン第2節 (3) 関係者の意識向上

(全機関に実施を要請する事項)

- ① 研究者個人の発意で提案され採択された研究課題であっても、研究費は公的資金によるものであり、機関による管理が必要であるという原則とその精神を研究者に浸透させる。
- ② 事務職員は専門的能力をもって公的資金の適正な執行を確保しつつ、効率的な研究遂行を目指した事務を担う立場にあるとの認識を機関内に浸透させる。
- ③ 研究者及び事務職員の行動規範を策定する。

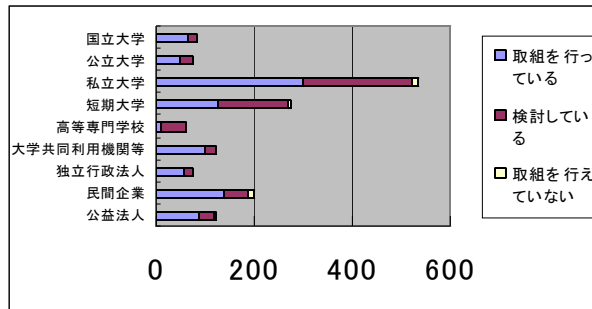
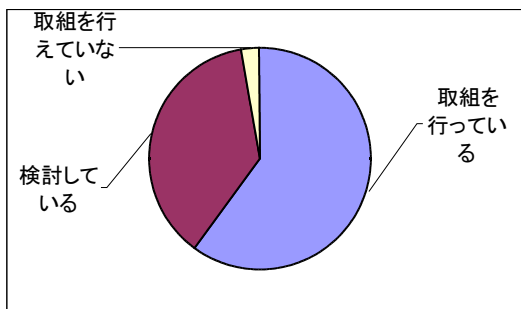
各研究機関の取組状況

【関係者の意識向上への取組状況】

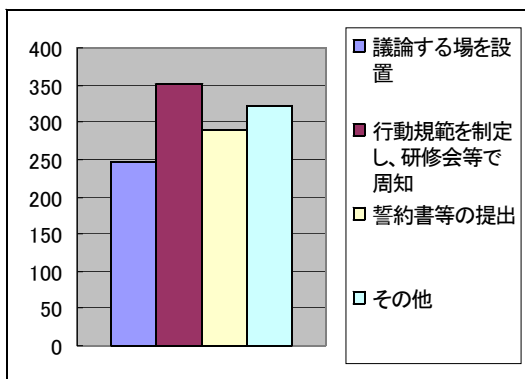
研究者個人の発意で提案され採択された研究課題であっても、研究費は公的資金によるものであり、機関による管理が必要であるという原則とその精神を研究者に浸透させる。また、事務職員は専門的能力をもって公的資金の適正な執行を確保しつつ、効率的な研究遂行を目指した事務を担う立場にあるとの認識を機関内に浸透させる。これらの事柄に関する関係者の意識向上への取組状況については、約60%の研究機関で取組がなされており、約38%の研究機関が「検討している」と回答している。しかしながら、約2%の研究機関では「取り組めていない」と回答しており、~~私立大学、短期大学及び民間企業がその多くを占めている。~~

<意識向上に向けた取組状況について（取組状況整理票の項目8）>

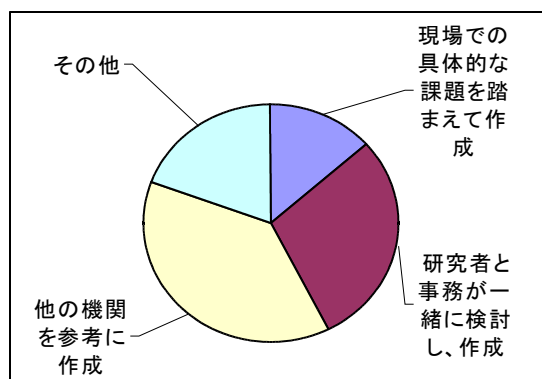
関係者の意識向上への取り組み状況（1540機関）



意識向上に向けた取組を行っている研究機関における取組の例（921機関・複数回答）



行動規範を策定し、周知している研究機関における行動規範の策定方法（344機関）



【まとめ】

関係者の意識向上への取組の事例としては、「公的研究費の適正な執行の管理と効率的な研究遂行に向けた認識確立のための行動規範を策定し、研修会等を通じて研究者・事務職員に対して周知している」と回答している研究機関が最も多く、次いで「その他」の回答が多かった。この「その他」については、職員の行動指針を記載したカードを全職員に常時携帯させている、研究者と事務職員一人一人に説明しているなどの事例もあったが、説明会を開催しているものが多かった。行動規範の策定方法については「研究者と事務職員が一緒になって検討し、作成した」とする研究機関（研究現場の具体的な課題を踏まえたものを含む）が約43%、「研究者又は事務職員が他の研究機関のものなどを参考に作成した」とする研究機関が約38%となっている。「その他」の例としては、県職員の倫理規程によるものや、全社的な行動憲章を行動規範としているなどがあったが、中には学外有識者を含む委員会で作成した研究機関もあり、理事長が理事及び学部長等主要な教員と検討して作成した研究機関もあった。

関係者の意識向上への取組は「必須事項」ではないが、「検討中」の研究機関を含めるとほぼすべての研究機関が取組に着手している状況であり、全体としては取組が進んでいると考えられる。公的研究費の機関管理を適正に行う上で、関係者の意識は極めて重要であり、検討中の研究機関や取組がなされていない研究機関にあっては、一層の取組が望まれる。

また、関係者の意識向上を図る上では、関係ルールの周知や不正使用の事例紹介も重要ではあるが、各研究機関のルールを守る上で、関係者に求められる共通的な意識を「行動規範」として具体的に示し、意識の浸透を図ることが重要である。このため、行動規範の策定に際しては、当該研究機関の研究者及び事務職員の問題意識を踏まえて、職員全体の意識の共通化を図る観点から作成されることが期待される。

参考となる取組の事例

★ 関係者の意識向上や意識の共有を図るために、現場の声を把握しようとしている事例

(国立大学)

- ・ 本部事務職員が部局事務職員と補助金、委託費のルールの統一や、部局の抱えている課題について意見交換を行い、ルールの解釈や事務処理について周知するとともに、課題については提案を行うなどの取組を行っている（教員を対象としたものも実施予定）。

(国立大学)

- ・ 公的研究費の管理・監査体制の検討は、不正防止だけでなく、業務改善、研究推進、経費削減等を視野に入れて取り組んでいる。現実的で実効的な管理体制を構築するためには、研究者と事務職員の意識の共有が重要と考え、すべての研究者と事務職員を対象とした詳細な意識調査を実施した。現時点では集計中ではあるが、今後、その結果を踏まえた取組を行う。

ガイドライン第2節 (4) 調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化

(全機関に実施を要請する事項)

- ① 不正に係る調査の手続き等を明確に示した規程等を定める。
- ② 不正に係る調査に関する規程等の運用については、公正であり、かつ透明性の高い仕組みを構築する。
- ③ 懲戒の種類及びその適用に必要な手続き等を明確に示した規程等を定める。

各研究機関の取組状況

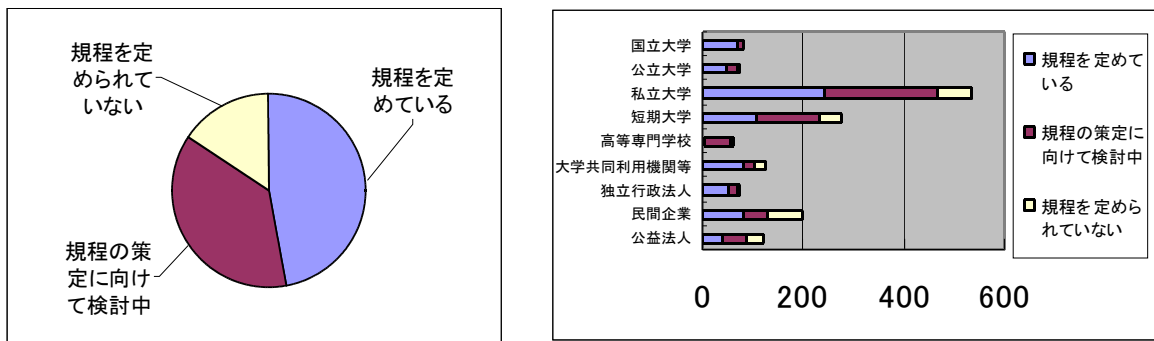
【不正に係る調査の手続き等を明確に示した規程等の制定状況】

不正に係る調査の手続き等を明確に示した規程等の制定状況については、約47%の研究機関で定められているが、約37%の研究機関が「規程の策定に向けて検討している」、約16%の研究機関が「規程を定められていない」と回答している。~~規程を定められていないと回答している機関は、私立大学、短期大学、民間企業が占めている。~~不正に関する調査は、不正が発生した部局から独立した第三者を含む委員会で行うとする研究機関が多く、民間企業では機関から独立した委員会で行うとの回答が多かった。

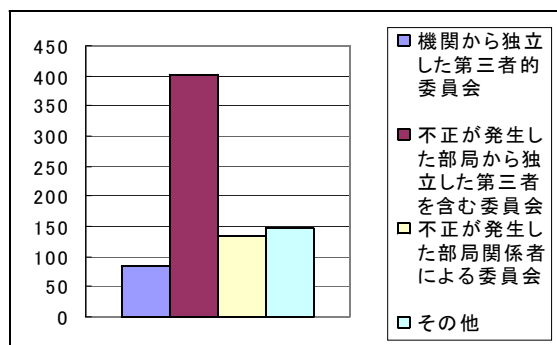
また、不正使用を行った者に対する懲戒の根拠規程については、約73%の研究機関で規程が制定されており、約19%の研究機関が「規程の策定に向けて検討している」と回答している。しかしながら、約8%の研究機関では「規程を定められていない」と回答しており、~~私立大学、短期大学及び民間企業が占めている。~~また、規程を定めている研究機関における当該規程の運用基準については、約半数の研究機関で運用基準が明文化されていない状況となっている。

<不正使用に係る調査に関する規程の整備状況について（取組状況整理票の項目9）>

不正に係る調査に関する規程等の制定状況（1541機関）

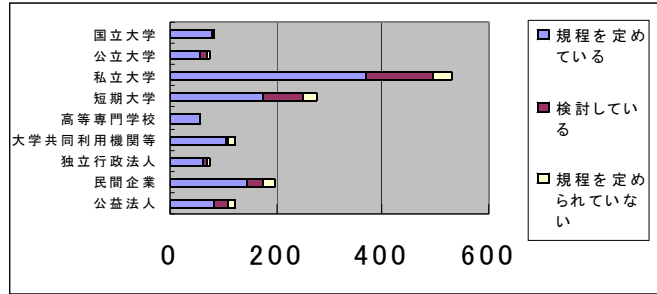
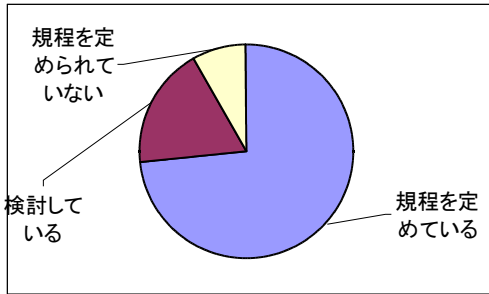


規程を定めている研究機関における調査を行う委員会の設置形態（723機関・複数回答）

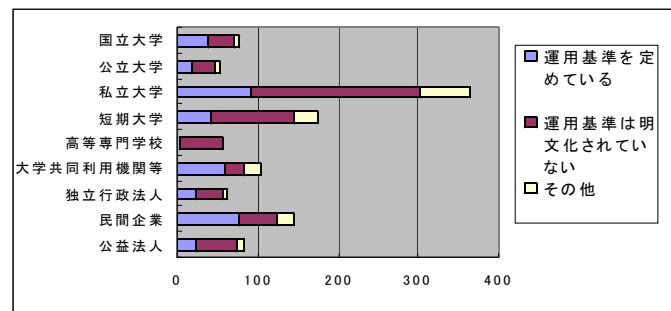
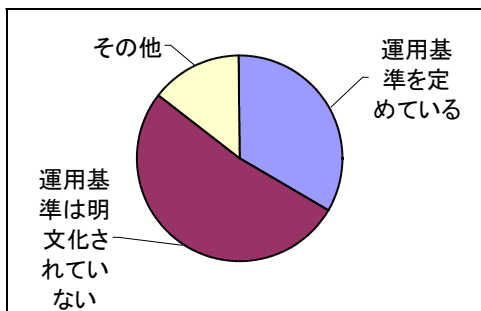


<不正使用を行った者に対する懲戒の根拠規程の整備状況について（取組状況整理票の項目10）>

不正使用を行った者に対する懲戒の根拠規程の制定状況（1536機関）



不正使用を行った者に対する懲戒の規程を定めている研究機関における懲戒の種類等を定めた規程等の制定状況（1119機関）



【まとめ】

不正使用に関する事実関係の調査や懲戒処分の運用に当たっては、公正かつ透明性の高い仕組みが重要であり、仮に当該機関において不正使用の事例がなくても、事例が発生したときや、不正使用に関する通報等があったときに適切に対応できるように仕組みを確立しておくことが重要である。~~ガイドラインで求めている事項は~~現段階で「必須事項」ではないがと~~はしていないが、~~不正事例が発生した場合に処分の根拠となる規程等が定められていないことでそれが行えないようなことがあってはならない。このため、規程等が定められていない研究機関にあっては、適切に処分を行えるようにするとともに、透明性を確保する上でも一層の検討が望まれる。

ガイドライン第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

不正を発生させる要因を把握し、具体的な不正防止対応計画を策定・実施することにより、関係者の自主的な取り組みを喚起し、不正の発生を防止することが必要である。

(1) 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定

(全機関に実施を要請する事項)

- ① 不正を発生させる要因がどこにどのような形であるのか、機関全体の状況を体系的に整理し評価する。
- ② 不正を発生させる要因に対応する具体的な不正防止計画を策定する。

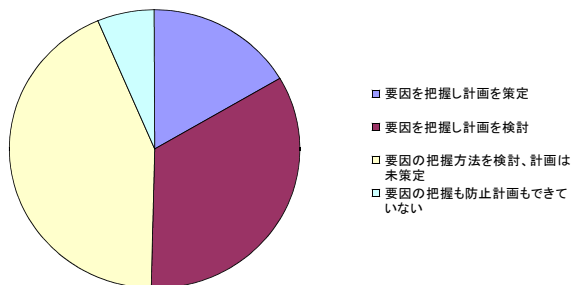
各研究機関における取組状況

【不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定への取組状況】

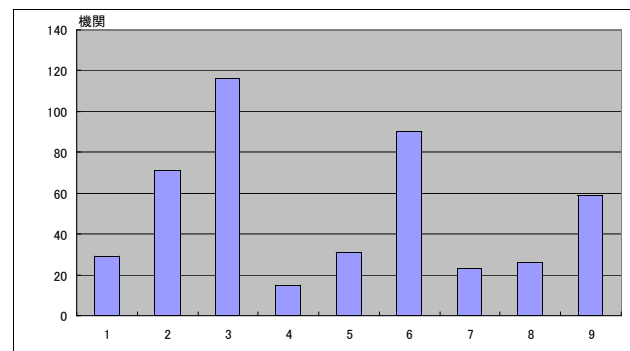
不正防止計画の策定状況については、検討中の機関が約34%および策定に至っていない機関が約43%と半ばという状況であり、要因の把握も計画もできていない機関約6%を併せると約83%に上り、策定できている機関は約17%に止まった。不正発生要因の把握に当たっては、ガイドラインでは現状のルールと実態について、乖離が生じていないかどうかという点などに注意が必要であることを謳っているが、まず要因把握の入り口である実態調査の段階で、実行できていない機関が見受けられた。さらに、不正には複数の要因が関わる可能性があるという観点から要因の洗い出しを行って居る機関はほとんど無く、経理的な側面からの単独的な分析が多いように見受けられた。今後は、不正発生要因を機関全体の状況を体系的に整理・評価した防止計画の充実に努めることが望まれる。

〈不正防止計画の策定状況について（取組状況整理票の項目11）〉

不正防止計画の策定状況について(1537機関)

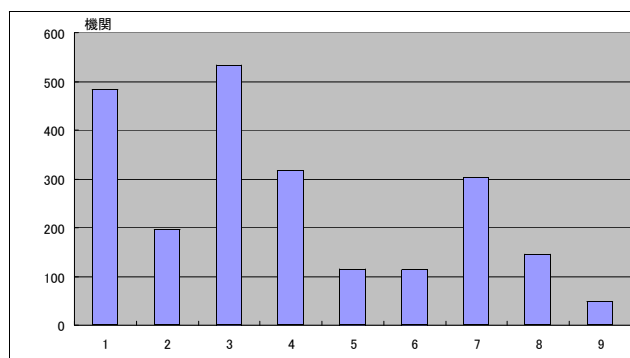


不正防止計画の策定方法について【複数回答】
(策定状況で「策定」を選択した場合：255機関)



1. 研究者・職員の意識調査などを実施し、具体的な不正発生要因を踏まえた
2. 一部の研究者等からヒアリング等を行い、現場の実態を踏まえた
3. これまで議論されてきた論点に基づいて策定
4. 一部の部局における不正発生要因を調査したものを踏まえた
5. 全ての部局における不正発生要因を調査したものを踏まえた
6. 特定した不正発生要因について、重要と考えられる事項を中心にした対応策とした
7. 計画の推進について、期限、責任者、成果の具体像などを明示した具体的なものになっている
8. 過去の研究費の不正使用についてその不正発生要因ごとに対応策を検討して計画を策定している
9. その他

不正発生要因の把握に当たって留意した事項について【複数回答】
 (策定状況で「策定、計画の検討」を選択した場合:772機関)



1. ルールと実態が乖離していないか
2. 決済手続きが複雑で責任の所在が不明確になっていないか
3. 取引に対するチェックが不十分でないか
4. 予算執行状況が特定の時期に偏っていないか
5. 過去に業者に対する未払い問題が生じていないか
6. 競争的資金等が集中している部局・研究室に関して十分な管理体制がとれているか
7. 非常勤雇用者の管理が研究室まかせになっていないか
8. 機関全体の幅広い関係者の協力を求めているか
9. その他

ガイドライン第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

(2) 不正防止計画の実施

(全機関に実施を要請する事項)

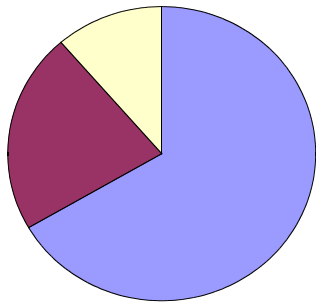
- ① 研究機関全体の観点から不正防止計画の推進を担当する者又は部署（以下、「防止計画推進部署」という。）を置く。**【必須事項】**
- ② 最高管理責任者が率先して対応することを機関内外に表明するとともに、自ら不正防止計画の進捗管理に努めるものとする。

【不正防止計画推進部署の設置への取組状況】

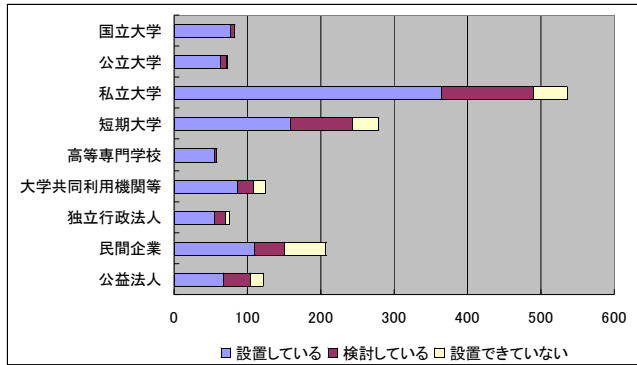
「必須事項」である防止計画推進部署の設置については、約67%の機関で対応がなされている。設置形態については、新たに人員を配置した機関は少数で、既存の部署との兼務をしている機関が多く見られる。検討中と回答している機関は約22%、設置できていないと回答している機関は約11%であった。~~設置できていない機関については、民間企業、私立大学、短期大学に多く見られたが、~~平成19年9月末時点の競争的資金等の受給状況を見ると、競争的資金等の配分を受けていない、配分は受けているが5件以下かつ1,000万円以下と小規模な研究機関が約68%を占めているという状況である。なお、防止計画推進部署を設置できていないと回答している機関においても、「防止計画推進部署」と特定の名称をつけた部署は設置されていなくても、その役割を担っている部署または者が対応しているが、報告書では設置できていないと回答した機関もいくつか見受けられた。この点を考慮すれば、不正防止計画推進部署の設置については、概ね対応できていると考えられる。なお、設置できていないと回答した機関にあっては、早急に対応することが望まれる。

不正防止計画推進部署の設置について（取組状況整理票の項目12）

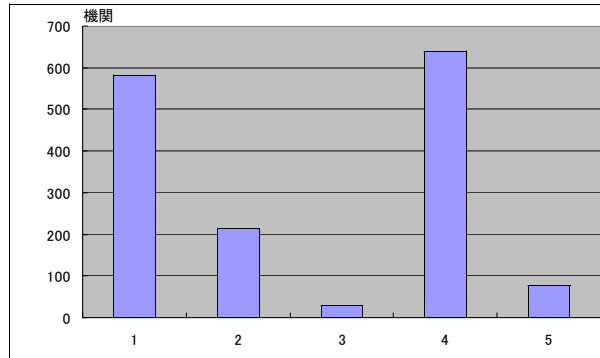
不正防止計画推進部署の設置について 【必須事項】（1556機関）



■ 設置している
■ 検討している
□ 設置できていない

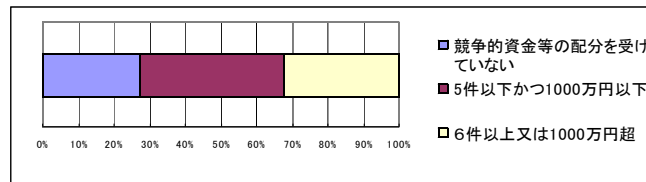


不正防止計画推進部署の設置形態について【複数回答】
（設置で「設置している」を選択した場合：1038機関）



1. 内部監査部門とは別に設置している
2. 内部監査部門と兼ねている
3. 新たに人員を配置した
4. 既存の部署（職員を）充て兼務をしている
5. その他

不正防止計画推進部署を設置できていない機関（受給状況別：177機関）



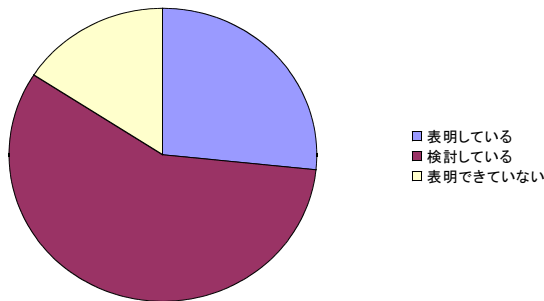
【最高管理責任者による進捗管理等への取組状況】

最高管理責任者による進捗管理に関しては、機関内外への表明をしている機関は約27%、検討している機関は約57%、表明できていない機関は約16%となっている。また不正防止計画の進捗管理について努めている機関は約26%、検討している機関は約48%、権限委譲している機関が約17%、管理していないと回答した機関が約9%あった。機関内外への表明、不正防止計画の進捗管理については、ともに全体の約1/4しかできていない状況である。これは、不正防止計画自体が策定されている機関が約17%に止まっていることを考えればやむを得ないともいえるが、いずれにしても早急に不正防止計画の策定を行い、最高管理責任者がリーダーシップを発揮して積極的に関与していくことが望まれる。

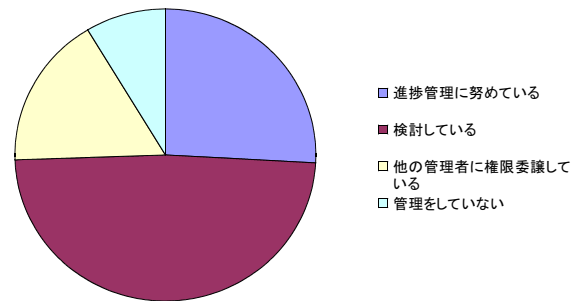
〈最高管理責任者による進捗管理等について（取組状況整理票の項目13）〉

最高管理責任者による進捗管理等について

（機関内外への表明：1526機関）



（不正防止計画の進捗管理：1515機関）



【まとめ】

不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定への取組状況については、速やかな取組を求める意味での必須事項ではないが、研究機関における不正防止の取組において極めて重要な位置付けになるものとする。

不正発生要因を把握し、不正防止計画を策定している場合であっても、リスク分析や具体的対応策についての議論を十分行わずに策定したと思われる不正防止計画も見受けられる。不正防止計画は自機関の抱える課題を把握することが出発点であるが、その際、単に経理的な事務処理の観点にとどまらず、その背景となっている研究業務の実情・実態、機関内の組織風土、研究者や事務職員がどのような問題意識をもっているかについて、アンケートや聞き取り調査などを行っている機関は必ずしも多くない。

そのような実態の把握を踏まえ、リスク分析を十分に行った上で、研究の効率性・迅速性を確保しながら、管理・監査のための限られたリソースをどのような優先順位でどのような対策に振り向けるべきか、研究者と事務職員間の十分な議論を踏まえて策定していくことが重要と考えられる。不正防止計画策定へ向けた取組は早急に着手すべきではあるが、不正防止計画は、機関内での十分な議論無しに拙速につくりあげるものではなく、むしろ策定のプロセスそのものが重要であり、また、随時改善を図るべきものであるとの認識に立ち、持続的な取組が円滑に行われるための体制構築を期待したい。

また、一部の不正事案処理の経験を有する機関においては、その経験を踏まえた不正防止計画の策定に取り組んでいるところがほとんどであるが、中には過去の事例への対応の経験が不正防止計画策定の議論に結びついていないと思われるケースも見受けられた。

不正防止計画を策定していく上で、不正使用を行うことが出来ない環境を作ることは重要である。各研究機関においても、検収体制の充実をはじめとした各種の取組がなされているところであるが、更に踏み込むと、なぜ研究費の不正使用が行われるのか、その要因と動機（一例として、年度初めに研究費が交付されるまでの間の研究資金を確保したい）を分析し、それを排除することで、不正使用の防止と円滑な研究遂行の両立につながるものと考えられる。私的流用を目的とする場合を除いて、研究費の不正使用は研究者の要望や事務職員を含めた研究費の制度やルール

に対する理解不足や誤解が原因で起こる場合が多いと考えられ、研究活動を遂行する上で、これらの課題を解決していくことが、不正使用を防ぐために極めて重要であると考えられる。不正防止計画の策定に当たっては、表面的、形式的対応とならないように、適切かつ実効性を高める計画の策定が望まれる。

防止計画推進部署については、その役割を担っている部署があるにも関わらず、担当部署として明確にされていない機関においては、責任の所在を明確にして不正防止計画の推進に当たることが必要である。また、不正防止計画の着実な実施は、最高管理責任者の責任であるため、その策定の段階から積極的に関与し進捗管理に努め、率先して対応することを機関内外に表明することが望まれる。

参考となる取組の事例

★ 不正防止計画の策定に際し趣旨を踏まえ要因の分析に積極的に取り組んでいる事例

(国立大学)

~~不正発生要因の洗い出しについて全学的にアンケート調査の実施を行った。その結果を踏まえて、リスク分析をして今後、年次計画を立て不正防止計画の策定を行っていく。予定~~

- ・ 研究費の不正対策検討における学内アンケートを行う前に、リスクの概要や要因を把握するために各部局に対しヒアリング（教員、事務職員）を行い、リスク調査票を作成。アンケートの質問事項については、これを踏まえて作成した。

1. アンケート調査の目的

- ①研究費管理に対する認識（風土）の把握
- ②研究費管理に関するルールの認知度・理解度の把握
- ③ルールと実態の乖離やルールの問題点等
- ④アンケートを実施することで大学の取組・問題意識を教職員に知ってもらう

2. 調査結果の利用方法

- ①学内のリスク・課題の把握・分析
 - ②不正防止計画への優先順位決定への利用
 - ③行動規範に盛り込むべき項目への反映
 - ④業務の見直し・改善への反映
- ・ 不正使用だけでなく研究倫理と併せて不正発生要因の検討をした。
 - ・ 要因の洗い出しを個別部門毎に特有なもの、機関全体に起因するもの、もしくは研究者個人の問題・責任に係るもの、組織の問題・責任に係るものに分類し分析した。

(私立大学)

- ・ 過去の不正事例などを検証し、各種報道記事や事例及び他機関の事例を参考にしながら不正発生要因の洗い出しを行った。

改善・検討が必要な事例

- ・ 過去に不正事例が無いため、不正発生要因が無いと判断し洗い出しを行わず、防止計画推進部署も設置していない。
- ・ 研究経験を有する者の参画が無く、運用に当たって研究者の意見を汲み取る仕組みが無い。
- ・ 不正発生要因の洗い出し及び分析を十分行わずに不正防止計画を策定した。

ガイドライン第4節 研究費の適正な運営・管理活動

第3節で策定した不正防止計画を踏まえ、適正な予算執行を行う。業者との癒着の発生を防止するとともに、不正につながりうる問題が捉えられるよう、他者からの実効性のあるチェックが効くシステムを作って管理することが必要である。

(全機関に実施を要請する事項)

- ① 予算の執行状況を検証し、実態と合ったものになっているか確認する。予算執行が当初計画に比較して著しく遅れている場合は、研究計画の遂行に問題がないか確認し、問題があれば改善策を講じる。
- ② 発注段階で支出財源の特定を行い、予算執行の状況を遅滞なく把握できるようにする。
- ③ 不正な取引は研究者と業者の関係が緊密な状況で発生しがちであることにかんがみ、癒着を防止する対策を講じる。
- ④ 発注・検収業務について当事者以外によるチェックが有効に機能するシステムを構築・運営する。

【必須事項】

- ⑤ 納品検収及び非常勤雇用者の勤務状況確認等の研究費管理体制の整備について、機関の取り組み方針として明確に定める。
- ⑥ 不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針を機関として定める。**【必須事項】**
- ⑦ 研究者の出張計画の実行状況等を部局等の事務で把握できる体制とする。

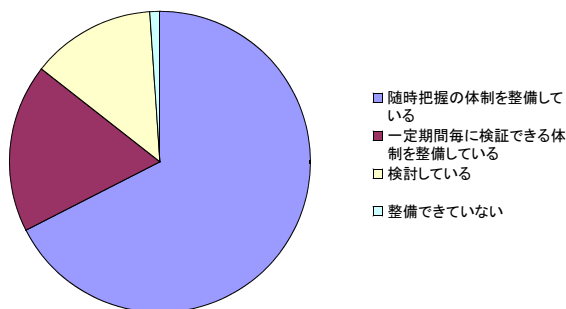
各研究機関における取組状況

【予算の執行状況の検証等、適正な予算に向けた取組状況】

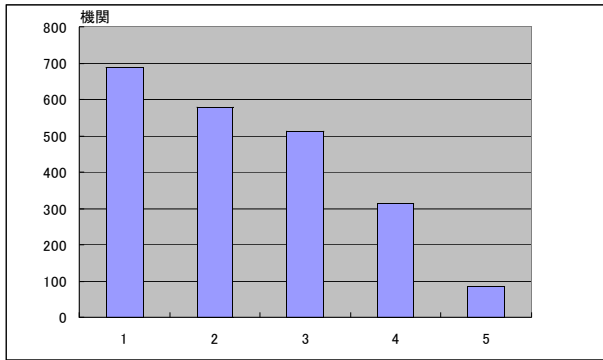
予算の執行についても~~当然のことながら~~、ガイドラインでは~~競争的資金等の管理は~~、研究機関の責任において行うことを求めているので、その予算の執行状況については、**支出財源の特定などの進捗管理**も含め機関が把握していることはいうまでもなく、随時把握をしているとした機関の67%と、一定期間ごとに検証できるとした機関の18%を併せると、9割弱の機関については把握できる体制が整っている。また、これらの機関は支出財源の特定においても、適切にできているとの回答が得られている。その一方で検討中の機関は13%あり、残りの約1%ではあるが、予算の執行状況を検証できていない**という回答機関もあり**になっており早急に**対応体制整備**が望まれる。

〈予算の執行状況の検証等、適正な予算執行に向けた取組状況について（取組状況整理票の項目14）〉

予算の執行状況の検証等、適正な予算執行に向けた取組状況について（1540機関）

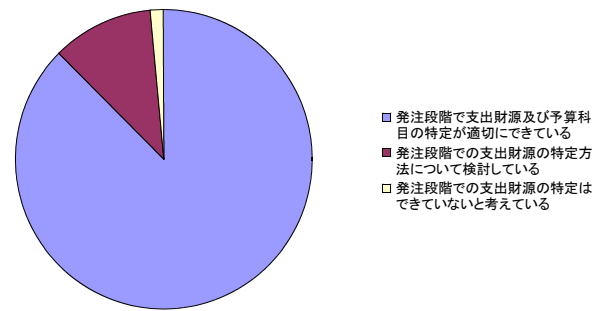


予算執行状況の管理体制について【複数回答：1316 機関】
 (取組状況で「整備している、一定期間ごとに検証」を選択した場合)



1. 研究者及び事務職員が随時把握できるシステム・体制を整備している
2. 事務職員が、月次等一定の期間毎に予算執行状況を把握し、その執行状況に応じて状況分析を行い、必要に応じて現場に対して指導している
3. 月次等一定の期間毎に把握した予算執行状況を、その都度、研究者にフィードバックしている
4. 研究者が予算の執行状況を把握・管理している
5. その他

予算執行状況の把握について【複数回答：1316 機関】
 (取組状況で「整備している、一定期間ごとに検証」を選択した場合)

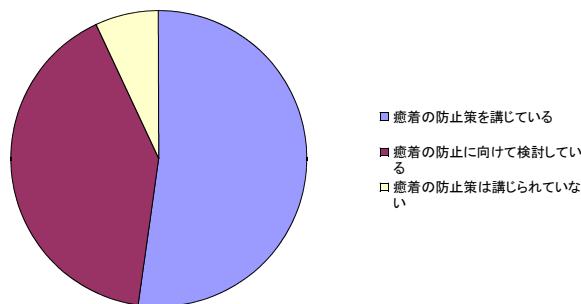


【研究者教職員と業者の癒着の防止に向けた取組状況について】

~~次に~~研究者と業者の癒着については、約52%の機関が防止策を講じているが、逆に言うと半数近い約48%の機関（検討中約41%、講じられていない約7%）が現状では対策がなされていない状況である。これは現在もなお、業者への預け金が問題視されていることを踏まえれば、その原因は研究者と業者との関係が緊密な状況にあると推測されるため、早急に防止策を講ずる必要があると考えることが望まれる。

〈研究者と業者の癒着の防止に向けた取組状況について（取組状況整理票の項目15）〉

研究者と業者の癒着の防止に向けた取組状況について（1511機関）



【発注・検収業務における当事者以外の者によるチェックが行われるシステムの構築に向けた取組状況】

「必須事項」である発注・納品検収については、当事者以外によるチェックが有効に機能するシステムによる管理が求められている。~~求めていて~~、発注と納品検収が誰によって行われているかについては、発注業務は全て会計職員が発注と回答している機関が約40%、一定の条件下で研究者が発注と回答している機関が約47%、全て研究者が発注と回答している機関が約13%とが発注している結果となっている。しかしながら、一定の条件下としながらもその条件（規定等）が曖昧であったりして、本来規定上会計職員が発注することとされているべき物品についてまで、実際は研究者が発注するなどルールと実態の乖離が見られるもっている機関も散見された。一方で、

今まで特例例外措置としてきた研究者発注について、責任と権限を与え一定の金額まで認めることとした様になった機関もあった。

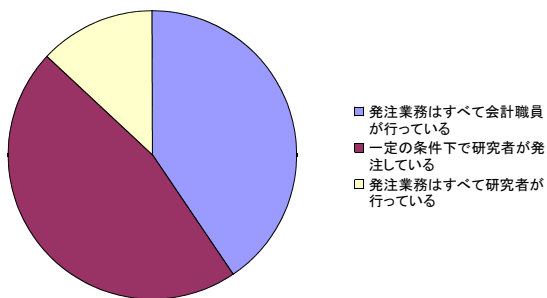
検収業務については約68%の機関においては全て会計職員が行い、約27%の機関が一定の条件下で研究者が行っている。また、約12%の機関については当事者以外のチェックはなされていないという回答である。

ガイドラインでは誰が発注・検収を行うかには言及していないものの、不正の防止と研究の円滑かつ効率的な遂行を両立させるよう配慮したうえで、発注業務を柔軟にすることを目的として研究者による発注を認める場合にあっても、実施事項の例にもあるようにチェック機能が十分発揮されるよう、複数の対応を組み合わせる等をして体制整備を行うことを求めている。何らかの牽制機能を働かせることが極めて重要であることを踏まえると当事者以外のチェックがなされていない研究機関にあっては、早急に対応が望まれる。なお、一部、または全すべて研究者が検収し、その根拠規程もなく、かつ当事者以外のチェックがなされていない機関は、民間企業、私立大学、短期大学に多く見られたが、平成19年9月末時点の競争的資金等の受給状況を見ると、競争的資金の配分を受けていない、配分は受けているが5件以下かつ1,000万円以下と小規模な研究機関が約59%を占めているという状況であるが、受給状況に関わらず早急にチェック機能が発揮される体制整備の構築が望まれる。

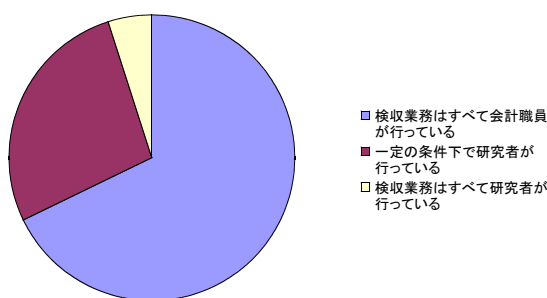
〈発注・検収業務における当事者以外の者におけるチェックが行われるシステムの構築に向けた取組 状況について（取組状況整理票の項目16）〉

発注・検収業務における当事者以外の者によるチェックが行われるシステムの構築に向けた取組状況について【必須事項】

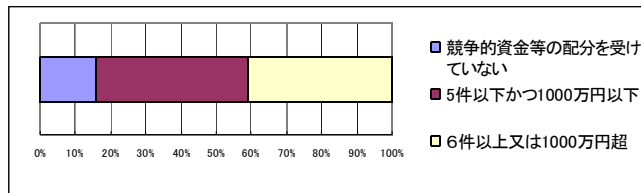
発注業務(1551機関)



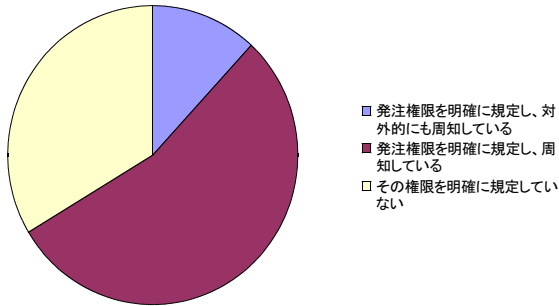
検収業務(1552機関)



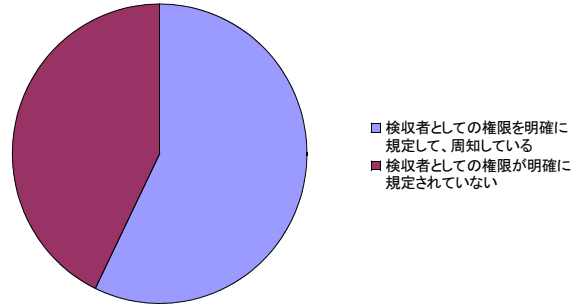
一部又はすべて研究者が検収し、その根拠規程もなく、かつ当事者以外のチェックがない機関（受給状況別：44機関）



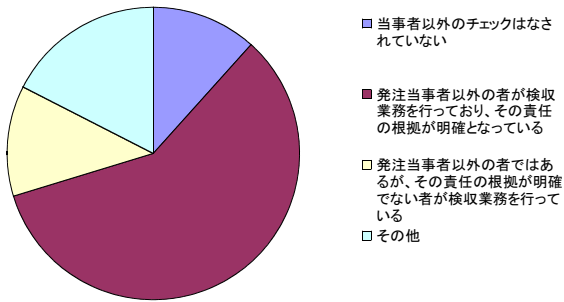
発注権限の明確化について
 (発注業務で「一定の条件下で研究者、全て研究者」
 を選択した場合：501機関)



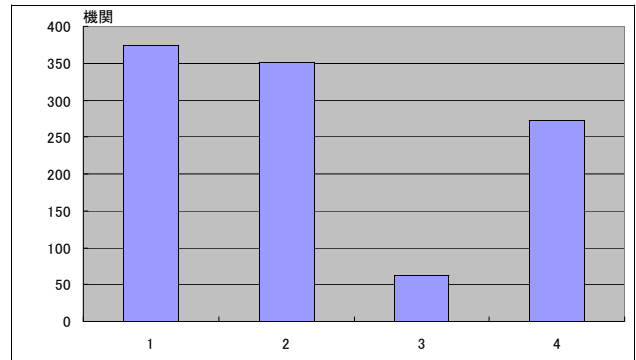
検収権限の明確化について
 (検収業務で「一定の条件下で研究者、全て研究者」
 を選択した場合：924機関)



当事者以外の者によるチェックについて
 (検収業務で「一定の条件下で研究者、全て研究者」
 を選択した場合：501機関)

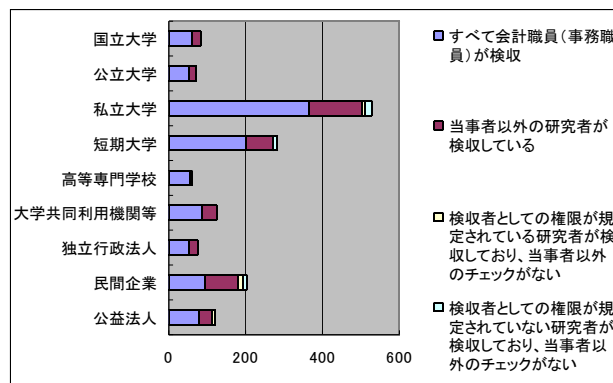


発注と検収の牽制について【複数回答】
 (発注業務と検収業務で「一定の条件下で研究者、全て研究者」
 を選択した場合：1425機関)



1. 発注と検収を牽制するために、内部監査による検査を強化した
2. 発注と検収を牽制するために、業者と研究者の関係で癒着を防ぐような取組をした
3. 発注書に、発注者の発注権限の根拠を明示している
4. その他

検収業務(機関種別別：1552機関)

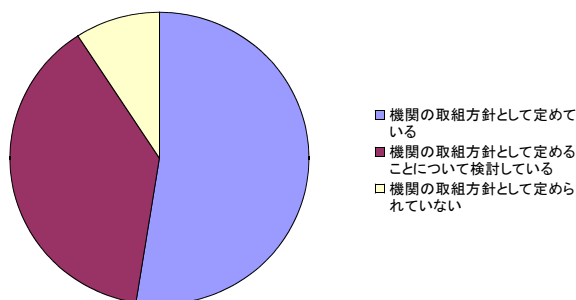


【納品検収、非常勤雇用者の勤務状況確認等の研究費管理体制の整備に関する取組方針への取組状況】

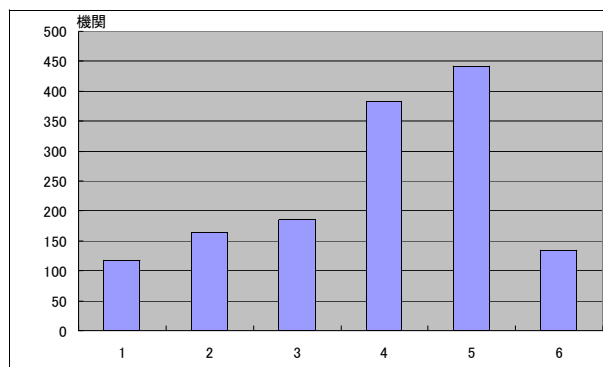
納品検収、非常勤雇用者の勤務状況等の管理体制の整備への取組については、約52%の機関が取組方針として定めているとしている。その具体的な周知方法としては、機関内の会議や文書による通知など複合的に対応されていた。また、その他として説明会を開催し周知をされている機関もあった。なお、検討中と回答している機関は約38%、定められていないと回答している機関は約9%であった。

〈納品検収、非常勤雇用者の勤務状況確認等の研究費管理体制の整備に関する取組方針の制定状況について（取組状況整理票の項目17）〉

納品検収、非常勤雇用者の勤務状況確認等の研究管理体制の整備に関する取組方針の制定状況について（1538機関）



取組方針の具体的な周知方法について【複数回答】
（方針の制定状況で「定めている」を選択した場合：807機関）



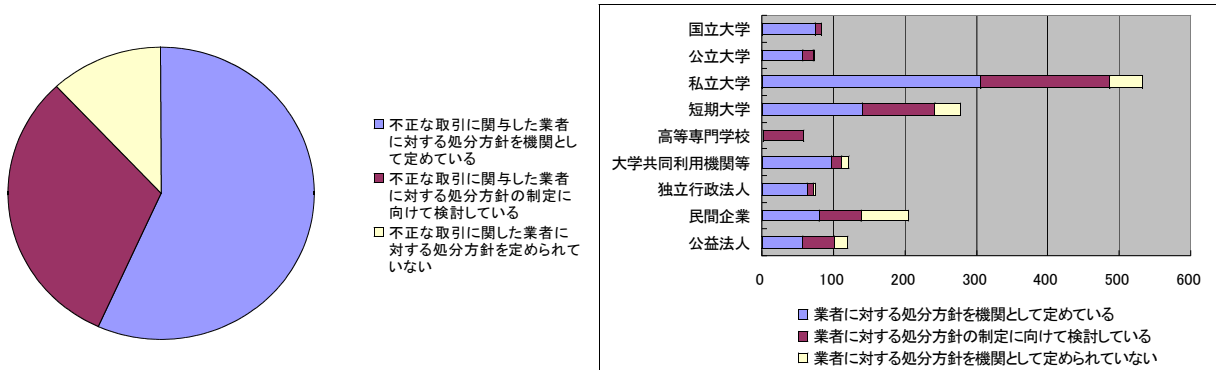
1. 行動規範の中に組み込んでいる
2. 冊子などを作成して配布している
3. ホームページにより周知している
4. 文書等により通知をしている
5. 機関内の各種会議等において、伝達している
6. その他

【不正な取引に関与した業者への対応状況への取組】

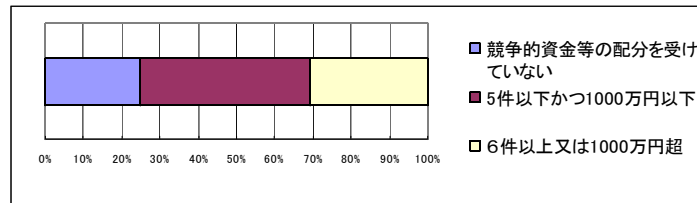
「必須事項」である不正な取引に関与した業者への対応状況については、約57%の機関が業者に対する処分方針を定めている。~~これは機関が業者に対する処分方針を定めることは、研究者と業者の癒着の防止策としても効果的である方を発擇と考えられるところである。~~なお、必須事項にもかかわらず検討中とした機関は約32%、方針を定められていないと回答した機関は約12%に上り、全体的には取り組みが不十分と考えられる。なお、方針を定められていない機関の~~は民間企業、私立大学、短期大学に多く見られたが、~~平成19年9月末時点の競争的資金等の受給状況を見ると、競争的資金の配分を受けていない、配分は受けているが5件以下かつ1,000万円以下と小規模な研究機関が約69%を占めているという状況である。

〈不正な取引に関与した業者への対応状況について（取組状況整理票の項目18）〉

不正な取引に関与した業者への対応状況について 【必須事項】（1548機関）



不正取引に関与した業者に対する処分方針を定められていない機関
 （受給状況別：181機関）



【研究者の出張計画の実行状況等の把握に向けた取組状況】

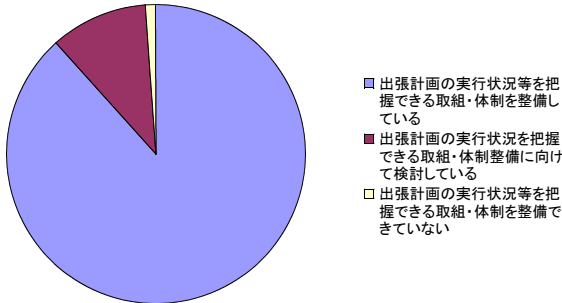
研究者の出張計画の実行状況等の把握に向けた取組状況についての旅費関係については、約89%の機関が取組・体制を整備していると回答している~~た~~。その事例としては、出張報告書や航空券の半券の提出により複合的に確認している機関が多かった。検討している機関は約10%、できていない機関は約1%の回答を~~しているであつた~~。

人件費関係については、約68%の機関が取組・体制を整備していると回答している~~た~~。実態把握の方法としては出勤簿に基づき本人に確認している事例が多くを占めた。そして検討中が約31%、体制を整備できていない機関が約6%であった。なお、回答した機関の中には実験補助等の研究支援者を要していない機関も含まれている。

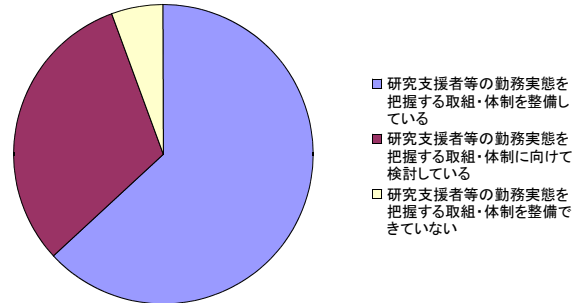
〈研究者の出張計画の実行状況等の把握に向けた取組状況への対応状況について
(取組状況整理票の項目19)〉

研究者の出張計画の実行状況等の把握に向けた取組状況について

旅費関係 (1535機関)

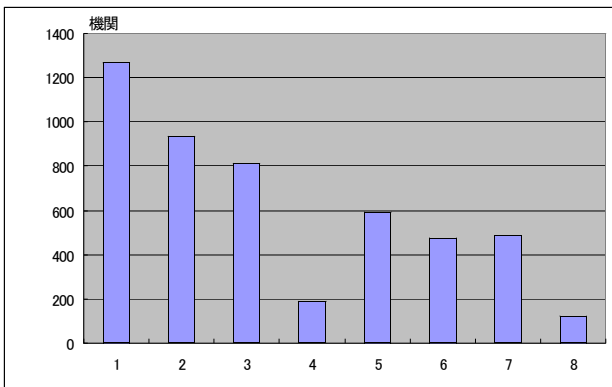


実験補助等の継続的な作業を行う研究支援者等に
係る人件費関係 (1501機関)



実態把握の事例について【複数回答】

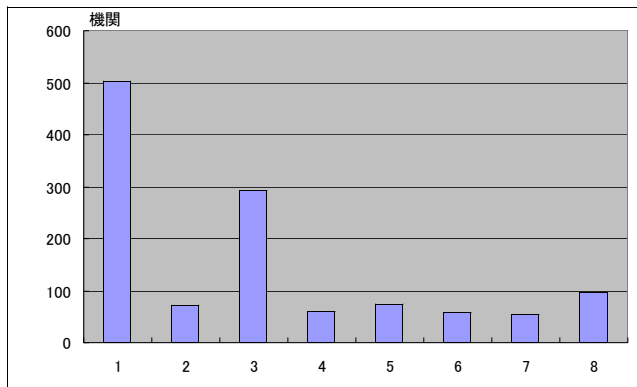
(旅費関係で「整備している」を選択した場合：1358機関)



- 出張報告書の提出により確認している
- 航空券の半券により確認している
- 用務地における領収書等により確認している
- 旅行会社への業務委託等、業者で旅行の事実を確認できる体制を整備している
- 研究者の出勤管理簿との照合により、重複等の検証を行っている
- 実費精算方式を採用している
- 日常的な教員と職員とのコミュニケーションを強化している
- その他

実態把握の事例について

(人件費関係で「整備している」を選択した場合：945機関)



- 研究支援者等は機関で雇用し、出勤簿等を部局等事務で管理するなど直接本人に勤務実態を確認している
- 研究支援者等に対して一定期間以上の雇用をしている者に対して、部局等事務職員が面談をしている
- 研究支援者等の一部の者は機関で雇用せずアルバイト謝金で支出しているが、出勤簿等を部局等事務で管理するなど直接本人に勤務実態を確認している
- 研究支援者等は機関で雇用し、成果物により勤務実態を確認している
- 研究支援者等の一部の者は機関で雇用せずアルバイト謝金で支出しているが、成果物により勤務実態を確認している
- 研究支援者等は機関と雇用関係にはなく、成果物により勤務実態を確認している
- 出勤簿等は研究者が管理しており、部局等事務で勤務実態を確認できる体制が整備されていない
- その他

【まとめ】

他者からの実効性のあるチェックが効くシステムを作って管理することについては、特に検収センターの整備を含め、納品検収における当事者以外の者によるチェックが行われる体制については、多くの機関において急速に整備がなされている。

一部の機関においては、研究者と事務職員との間で十分な議論を経ないまま、「第三者検収」の形式を期限内に整えることだけに傾注したと思われるケースが見受けられる。一方で、機関において研究活動の機動性、迅速性を確保しつつ、最適な管理体制をどのように構築すべきかを研究者と事務職員との間で議論を重ね、試行錯誤中のケースも多く見受けられたところであり、機関による取組姿勢に開きがあるといえる。

物品購入に係る不正使用は、物品購入を依頼した者が納品事実の確認を行っている場合に発生しており、ガイドラインでは「当事者以外の者による検収」を求めているが、一定金額以下の物品を購入する際の検収（納品事実の確認）を、当該物品の購入を依頼した研究者に委ねている研究機関がある。

このように、機関の責任において、一定金額以下の物品検収を研究者に委ねることが適正であると判断している研究機関の中でも、事後に抜き打ちで納品事実の確認を行ったり、発注の際に不自然な傾向がないかを経理担当部局でモニターし、業者との癒着防止策を講じるなど、複数の取り組みを組み合わせて総合的な牽制が効く措置を講じている研究機関もあれば、特段に牽制が効く措置を講じていない研究機関も見受けられる。牽制が効く措置が講じられているにもかかわらず、当事者による検収を行っていることのみを捕まえて、問題があるとするのはガイドラインの趣旨ではないが、牽制が効く措置が講じられていない研究機関にあっては改善が必要である。

比較的規模の大きい機関については、財務会計システム、Web購入システムの導入など経理管理のIT化に取り組んでいる機関が多く、初期投資は一定レベル必要ではあるが、業務の効率化だけでなく、不正防止にも大きな効果があると考えられる。

参考となる取組の事例

★ 経理管理のIT化等による不正防止とコスト削減、業務効率化を目指している事例

(国立大学)

- ・ 汎用品や試薬について、専用Webサイト内で複数社のカタログの中から物品を比較検討して購入できるシステムを運用し、研究費の効率的使用と発注、納品記録の保持による予算執行状況の検証を図っている。サイトを通じて購入した結果、2割程度の購入経費の圧縮が可能となった。更に今まで発注毎の請求書が発行されていたが、サイトで発注されたものが一括で請求書を発行できることになり、業者の負担も減り経理処理についても効率化がなされた。また、システムへの参加業者からは、不正行為を行わない旨の誓約書を提出させ、癒着防止に資することとしている。

(民間企業)

- ・ 毎年3月に複数社から消耗品等の見積もりを取り、品名ごとに一番安価な業者を一覧にして年度初めに研究者に周知し、その業者へ発注する仕組み（ベストプライス制度）を導入。予め価格が判明していることにより業者との癒着防止にもつなげている。

★ 今までの検収方法を見直し新たな方法を導入した事例

(国立大学)

- ・ 従来までの納品検査を改め、検収（納品事実の確認）と検査（品質性能等の確認）のダブルチェックをしている。検収は検収センターで行い、検査は研究者等が行うこととし、明確な検査が行える体制とした。また、品質保持等のため、検収センターにおいて開梱が不可能な物品（冷凍品、アイソトープ、動植物）については、検収センター納品の際に、定型メモ（検収センターにおいて当該物品が検収困難なため研究室において第三者の検収・検査を行ってもらう旨）を付し、納品書には検収・検査を行った者の確認印を求めることで、検収・検査の確認と責任の所在を明確にしている。

(国立大学)

- ・ 業者に対して説明会を開催し、Q&Aなどを含む納品検査のリーフレットを配布して、適正な納品検収に対しての理解と協力を求めた。

(国立大学)

- ・ 少しでも早く研究室へ納品ができることを目的として、機関の敷地入り口付近に検収センターを設けることにより、業者が検収のために事務棟内部への荷物の積み卸しの手間を省き、車の荷台に納品物を積んだままから物品を降ろすことなく検収できる様な効率的なドライブ

~~スル~~方式法をとっている。

(独立行政法人)

- ・ 検収センターにおいて検収が困難な物品や研究室に直接納品される大型物品等の検収のため、検収担当事務職員が、毎日定時に機関内を巡回し研究室にて検収を行っている。

(私立大学)

- ・ 支出依頼書に交付申請額、今回執行額、累積執行額、残額及び経費執行に関する理由を記載する欄を設けて、研究者及び事務職員が常に把握できるような仕組みを整備している。
- ・ 同一業者との取引が多い場合は、研究者及び業者に取引状況の確認を行なっている。

~~(公益法大)~~

- ~~・ 労務管理をシステムで行い、上位決裁者において一括管理の下、複数の研究に従事する場合の重複排除を行っている。~~

改善・検討が必要な事例

- ・ 一部の研究資金についてのみ第三者検収を行っていて、その他の研究資金については他の牽制措置がとられていない状態で、当事者のみによる検収が行われている。~~効果の効いた第三者検収を行っていない。~~
- ・ 実験動物の管理について担当部署に任せきりで、事務側が実態を把握していない。
- ・ 出張報告を書面によらず口頭のみで行っており、事実の確認の記録として残らない取扱いをしている。
- ・ 不正な取引に関与した業者への対応について、前例が無いので事象が起きてから個別に対応する。
- ・ 新たな取組みの導入にあたって、研究者と事務職員との十分な議論がなされていない。

ガイドライン第5節 情報の伝達を確保する体制の確立

ルールに関する理解を機関内の関係者に浸透させること、機関の内外からの情報が適切に伝達される体制を構築することが、競争的資金等の運営・管理を適切に行うための重要な前提条件となる。

(全機関に実施を要請する事項)

- ① 競争的資金等の使用に関するルール等について、機関内外からの相談を受け付ける窓口を設置する。
【必須事項】
- ② 機関内外からの通報（告発）の窓口を設置する。**【必須事項】**
- ③ 不正に係る情報が、最高管理責任者に適切に伝わる体制を構築する。**【必須事項】**
- ④ 研究者及び事務職員が機関の定めている行動規範や競争的資金等のルールをどの程度理解しているか確認する。
- ⑤ 競争的資金等の不正への取り組みに関する機関の方針及び意思決定手続きを外部に公表する。

各研究機関の取組状況

【競争的資金等の使用ルール等の相談受付窓口】

「必須事項」である使用ルール等の相談受付窓口の設置については、約86%の研究機関で設置がなされている。しかしながら約10%の機関にあっては、競争的資金が獲得できた時点で窓口として設置するなど「検討している」と回答している。また、約4%の研究機関は小規模組織であり日常的に研究者への相談に応じているなどの理由で「設置できていない」と回答している。相談窓口が設置できていない機関は民間企業や公益法人、私立大学に多く見られたが、これら研究機関の平成19年9月末時点の競争的資金等の受給状況を見ると、競争的資金等の配分を受けていない、配分は受けているが5件以下かつ1,000万円以下と小規模な研究機関が約75%を占めているという状況である。

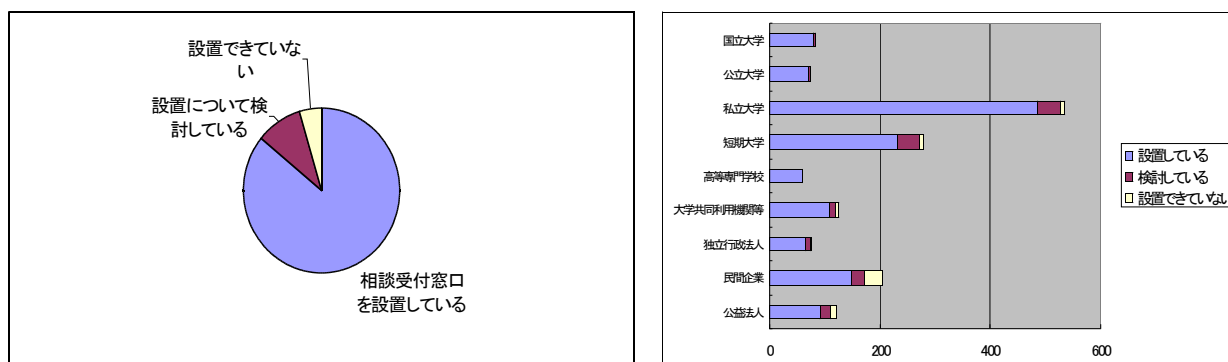
報告書提出時点では「検討している」と回答している研究機関もあるが、全体としては「使用ルール等の相談受付窓口は設置されている」と考えられる。ただし、窓口が設置されている研究機関の約16%が「判断の難しい相談事項に対応できていない」と回答しており、これらの機関にあっては研究機関で定める手続きに関する相談に対応できていない場合には、一層の検討が必要である。

なお、「競争的資金等の使用に関するルール等の相談受付窓口の設置」への取組事例としては、学部、研究所等の多くの部局を有する組織では、各部局の相談窓口を設置した上で競争的資金の経理関係などの所掌事務に応じた窓口を本部事務局に設置する傾向が見られ、比較的小規模な組織にあっては、担当課などによる単一窓口で対応している機関が見られた。

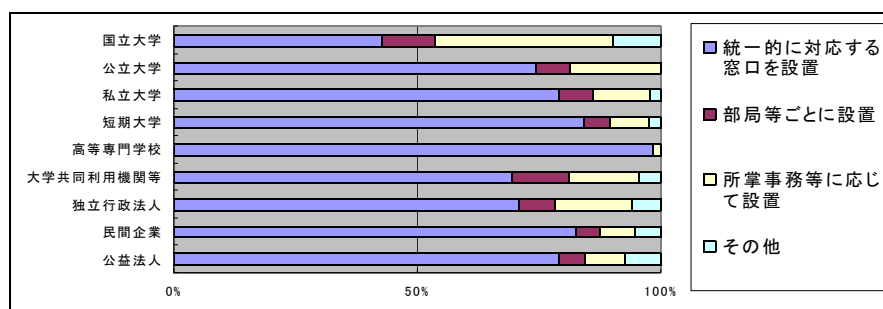
相談受付窓口の設置については、窓口として人を新たに配置することを必須として求めているものではなく、既存の係、担当者が相談を受けているのであれば、当該係や担当者を窓口として研究者等に周知されていることを求めているものである。また、効率的な研究遂行を適切に支援するための仕組みの一つであり、特に複数の窓口を設置している場合には、使用ルールに関してどこに相談すれば良いのかを明確にし、研究者等に周知されていることが必要であり、窓口担当者によってルールの解釈が異なることが無いような工夫がなされていることが望まれる。また、窓口が設置できていない研究機関にあっては、早急に対応することが望まれる。

<使用ルール等に関する相談受付窓口の設置状況について（取組状況整理票の項目 20）>

使用ルール等の相談受付窓口の設置状況（1554 機関）【必須事項】

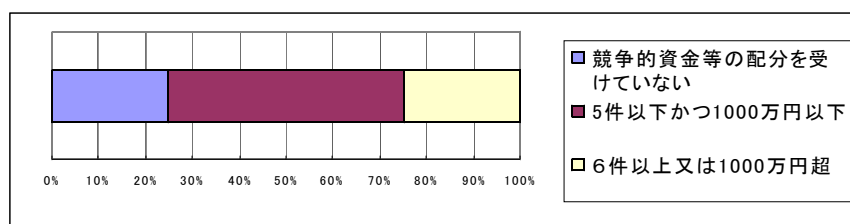


相談受付窓口を設置している研究機関における窓口の設置形態（1357 機関）

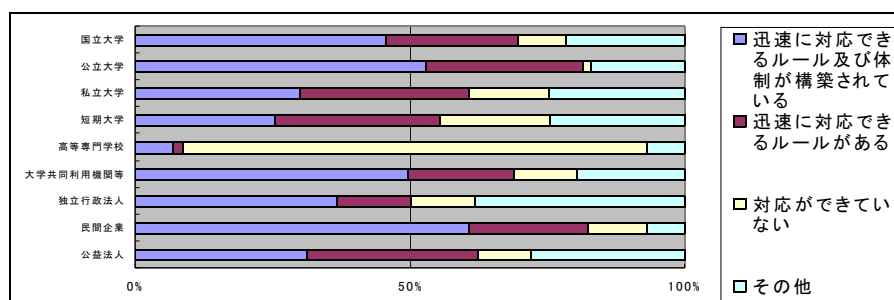


（注）当該設問への回答に際して、部局ごとの窓口と本部事務局に総合的な窓口を設けている機関や、総合的な窓口も所掌事務に応じて設置している機関があり、複数回答している機関もあったため、「統一的对応する窓口設置」と「部局等ごとに設置」の両者を選択している場合は、便宜上、「統一的对応する窓口設置」として整理している。

相談受付窓口を設置できていない研究機関の研究費受給状況（69 機関）



相談受付窓口を設置している研究機関における判断の難しい相談事項への対応状況（1342 機関）



【通報（告発）受付窓口の設置】

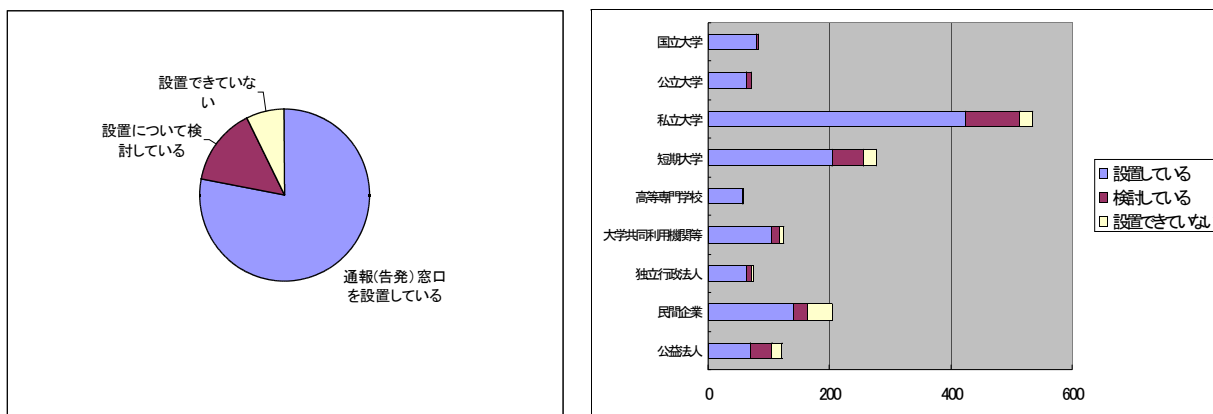
「必須事項」である通報（告発）受付窓口の設置については、約78%の研究機関で設置がなされている。しかしながら約15%の機関によっては、競争的資金が獲得できた時点で窓口として設置するなど「検討している」と回答している。また、約7%の研究機関は「設置できていない」と回答している。相談窓口が設置できていない機関は民間企業、私立大学、短期大学、公益法人に多く見られたが、これら研究機関の平成19年9月末時点の競争的資金等の受給状況を見ると、競争的資金等の配分を受けていない、配分は受けているが5件以下かつ1,000万円以下と小規模な研究機関が約77%を占めているという状況である。

報告書提出時点では「検討している」と回答している研究機関もあるが、全体としては「通報（告発）受付窓口は設置されている」と考えられる。通報（告発）の受付窓口については、機関内で統一的に対応する窓口を設置している機関が多くを占め約87%となっている。また、一部、機関内と機関外で併設するパターンや機関外に窓口を設置する機関もみられた。

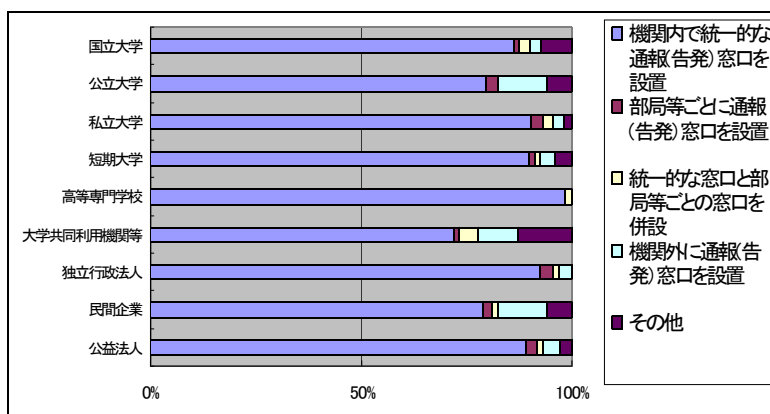
通報（告発）受付窓口の設置については、窓口として人を新たに配置することを必須として求めているものではなく、担当課長等が通報を受けているのであれば、当該者を窓口として研究者等に周知されていることを求めているものである。また、通報の取り扱いに関し通報者の保護が必ずしもなされていない機関が一部に見られたが、通報者保護を徹底するとともに、保護の内容を通報者に周知する取組が望まれる。また、窓口が設置できていない研究機関によっては、早急に対応することが望まれる。

<通報（告発）受付窓口の設置状況について（取組状況整理票の項目21）>

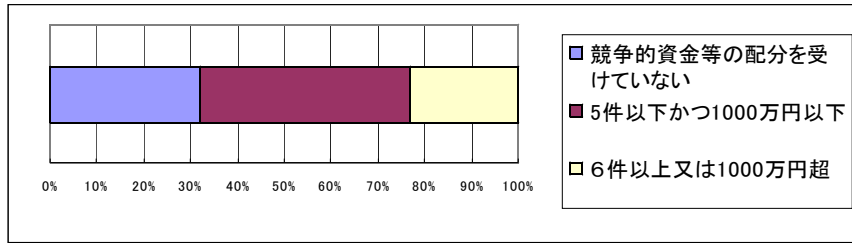
通報（告発）の受付窓口の設置状況（1553 機関）【必須事項】



通報（告発）受付窓口を設置している研究機関の設置形態（1237 機関）



通報(告発) 窓口が設置できていない研究機関の研究費受給状況 (112 機関)



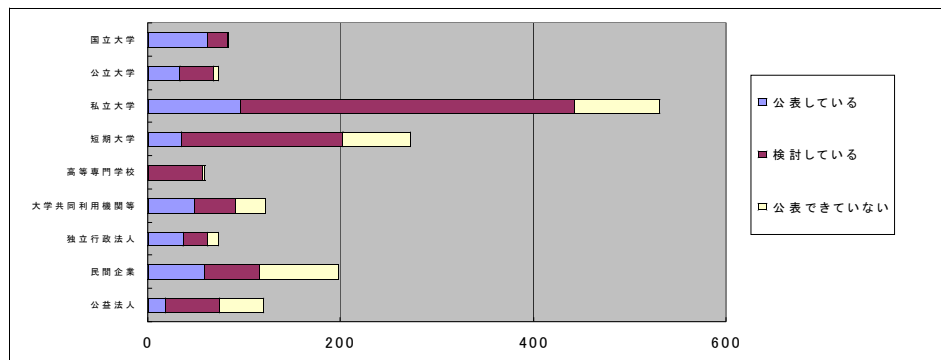
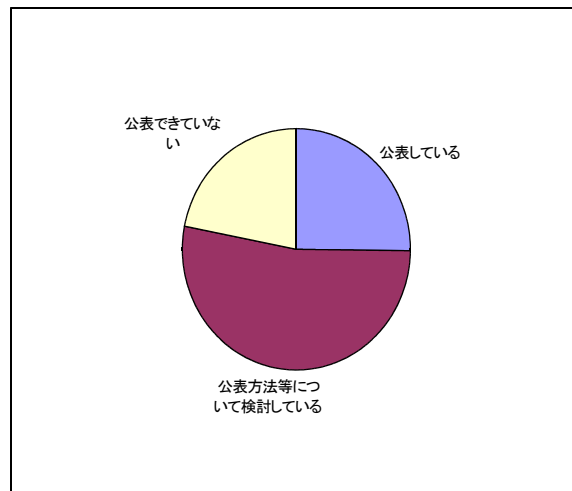
【不正への取組に関する機関の方針等の外部への公表状況】

不正への取組に関する機関の方針と意思決定手続きの公表状況については、約25%の研究機関で公表していると回答しており、公表方法等について検討していると回答している研究機関は約53%、公表できていないとする研究機関は約22%となっている。~~公表できていないとする研究機関は、私立大学、短期大学、民間企業、公益法人が多くを占めている。~~

不正への取組等に対する外部への公表は、機関の方針を明確化し、それを実行するための体制を明示することで社会的な要請に応じて社会からの信頼を得ていくための取組として有効かつ重要と考えられる。公表できていないとする研究機関にあっては、今後の対応が望まれる。

<不正への取組に関する機関の方針と意志決定手続きの外部への公表状況 (取組状況整理票の項目 22) >

不正への取組に関する機関の方針と意志決定手続きの外部への公表状況 (1534 機関)



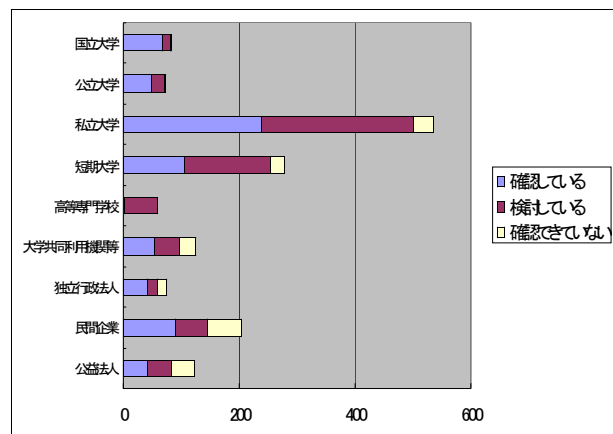
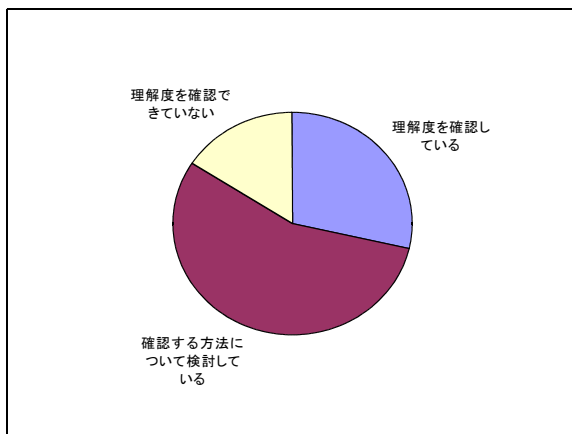
【行動規範や競争的資金等のルールに関する理解度の確認状況】

行動規範や競争的資金等のルールに関する理解度の確認状況については、約29%の機関が何らかの形で理解度を確認していると回答しており、確認する方法について検討していると回答している研究機関は約45%、理解度を確認できていないとする研究機関は約16%となっている。~~確認できていないとする研究機関は、私立大学、短期大学、高等専門学校が多くを占めている。~~

研究機関内における行動規範や競争的資金等のルールの周知徹底については、一方的な通知や伝達では効果が限られ、十分に理解しているかどうかを測定することにより、その結果から判明した事実に基づいて対策をとることが重要と考えられる。理解度を確認できていないとする研究機関にあっては、今後の対応が望まれる。

＜研究者及び事務職員の競争的資金等のルール等に対する理解度の確認について（取組状況整理票の項目23）＞

行動規範や競争的資金等のルールに対する理解度の確認状況（1536 機関）



参考となる取組の事例

【窓口】

★通報を有効に機能させるための事例

(国立大学)

- ・ 通報(告発)窓口について、学外の法律事務所に設置。また、通報者保護のため申し立て者が希望すると氏名等は法律事務所に秘匿され機関に知らされない措置をとることができる規定を置いている。

(公立大学)

- ・ 通報制度を有効に機能させるために、組織内部のみでなく、組織外部にも窓口を設置。

★窓口担当者によってルールの解釈が異なることがないように工夫をしている事例

(公立大学)

- ・ 相談窓口は各キャンパスごとに設置している。研究費の執行は多岐に亘り複雑化しているため、規則、マニュアル等を策定しても詳細の部分ではその時々判断をせざるを得ない場合があるため、各相談窓口間でズレが生じることがあり、定期的に情報共有をする機会を設け、事務処理手続きに係るルールの統一化、情報の共有化を図っている。

【理解度】

★理解度の確認に当たり事務や研究者の負担に考慮し効率的工夫をしている事例

(国立大学)

・研修を開催するにあたり一堂に参加を求めることが難しいため、パソコンによる WebCT (e ラーニングの様な双方向のシステム) を使い一人一人に対し習熟度の把握ができ、一定の解釈がなされれば次のステップへ進むことが可能とするような、実効性のある研修が出来るシステムの構築を予定。

~~(国立大学)~~

~~・研究費不正対策検討における学内アンケートを行う前に、リスクの概要や要因を把握するため各部署ヒアリング(教員、事務)を行い、リスク調査票を作成。アンケートの質問項目については、これを踏まえ作成。~~

~~1) アンケート調査の目的~~

- ~~1. 研究費管理に対する認識(風土)の把握~~
- ~~2. 研究費管理に関するルールの認知度・理解度の把握~~
- ~~3. ルールと実態の乖離やルールの問題点等~~
- ~~4. アンケートを実施することで大学の取組・問題意識を教職員に知ってもらう~~

~~2) 調査結果の利用方法~~

- ~~1. 学内のリスク・課題の把握・分析~~
- ~~2. 研究費不正対応計画の優先順位決定への利用~~
- ~~3. 行動規範に盛り込むべき項目への反映~~
- ~~4. 業務の見直し・改善への反映~~

(公立大学)

・年度当初、全教員に交付される教育研究費についての通知を行う際に、いくつかの項目について理解度チェックを行うとともに、遵守すべき事項に対して内容の確認と、署名をもらうということを検討している。

(大学共同利用機関)

・相談窓口設置に伴い、相談内容のデータを蓄積・分析して、理解されにくい部分の傾向を探り、ルールの明確化の際に活用するとともに、理解度を探る上での参考にする予定。

(民間企業)

・研究者の理解度の確認は、定期的説明会、アンケート調査、インタビュー及び現地調査等で行っている。また、日常的な手続き書類(各種伝票)のチェックにより、理解度に疑問がある場合は、その都度指導を行い、理解度の向上に努めている。

改善・検討が必要な事例

- ・相談窓口及び通報窓口を担当課に設置したが、機関内外への周知は未だ行っていない。
- ・競争的資金等のルールの理解について、機関内において、従前から説明会等を随時行っており、質問等もないことからルールは充分理解しているものと考えている。

ガイドライン第6節 モニタリングの在り方

不正の発生の可能性を最小にすることを旨とし、機関全体の視点から実効性のあるモニタリング体制を整備することが重要である。

(全機関に実施を要請する事項)

- ① 競争的資金等の適正な管理のため、機関全体の視点からモニタリング及び監査制度を整備する。
【必須事項】
- ② 内部監査部門は、会計書類の形式的要件等の財務情報に対するチェックのほか、体制の不備の検証も行う。
- ③ 内部監査部門は第3節(2)の防止計画推進部署との連携を強化し、不正発生要因に応じた内部監査を実施する。
- ④ 内部監査部門を最高管理責任者の直轄的な組織として位置付け、必要な権限を付与する。
- ⑤ 内部監査部門と監事及び会計監査人との連携を強化する。

各研究機関の取組状況

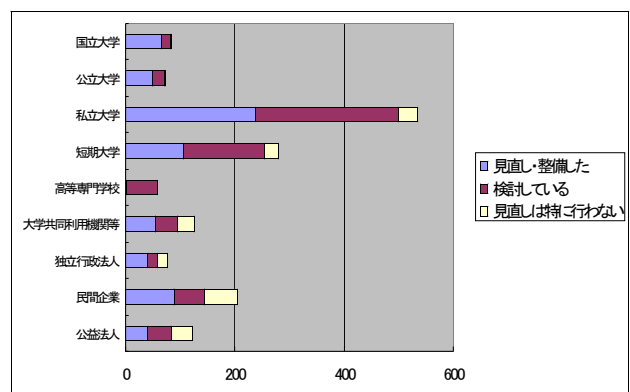
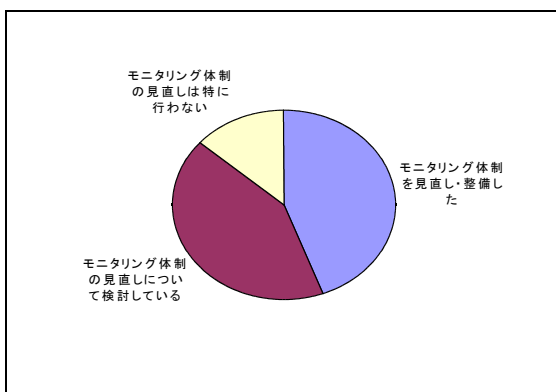
【機関全体の視点からのモニタリング体制の整備状況】

「必須事項」である機関全体の視点からのモニタリング体制の整備については、約44%の研究機関でモニタリング体制を見直し・整備したと回答している。また、約42%がモニタリング体制の見直しを検討していると回答しており、約14%の研究機関は、見直しは特に行わないとの回答であった。~~見直しは特に行わないと回答している研究機関は、私立大学、民間企業、公益法人が多くを占めている。~~

~~見直しは特に行わないとする研究機関の中には民間企業などで既に体制が整っているとの回答もあり、一概に体制の不備を指摘することはできないと考えるが、モニタリング体制の見直しについて検討している機関も含め、機関の規模や運営・管理体制等に応じ、組織的な牽制監視効果が機能発揮され、不正等が発生することを未然に防止する効果的な仕組みの構築が望まれる。~~

<機関全体の視点からのモニタリング体制の整備状況について（取組状況整理票の項目 24）>

機関全体の視点からのモニタリング体制の整備状況について【必須事項】（1554 機関）



【機関全体の視点からの内部監査体制の整備状況】

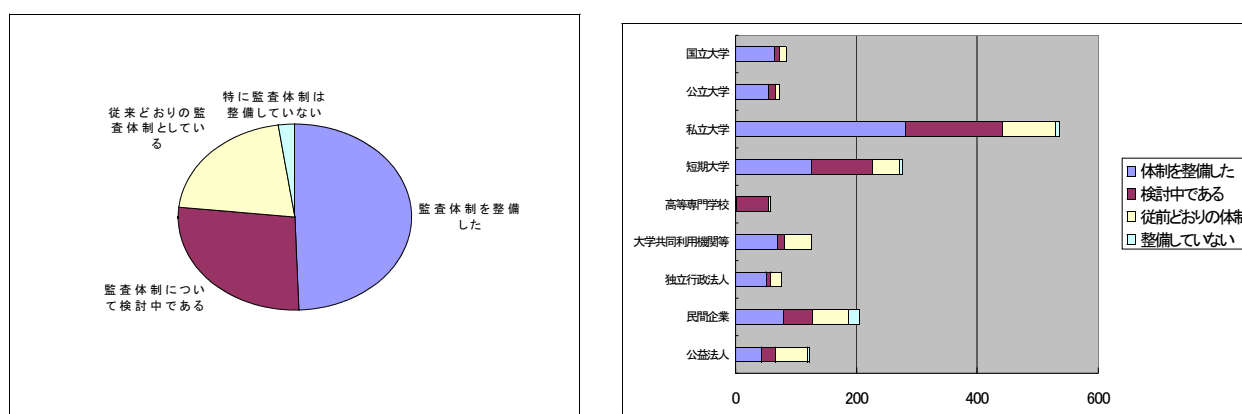
「必須事項」である機関全体の視点からの内部監査体制の整備状況については、約50%の研究機関で監査体制を整備したと回答している。また、監査体制について検討中は約27%、従来どおりの監査体制としているは約21%、特に監査体制は整備していない研究機関は約2%とな

っている。特に監査体制は整備していない研究機関は、~~私立大学、短期大学、民間企業に多く見られたが、これら研究機関の~~平成 19 年 9 月末時点の競争的資金等の受給状況を見ると、競争的資金等の配分を受けていない、配分は受けているが 5 件以下かつ 1,000 万円以下と小規模な研究機関が約 76%を占めているという状況である。

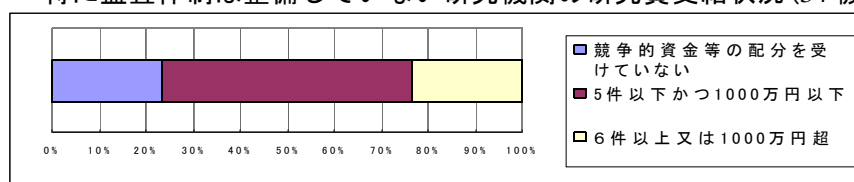
監査体制について「検討中である」、「従来どおりの監査体制としている」と回答している研究機関を合わせると全体の半数近くとなる。~~また、従来どおりの監査体制としている研究機関の一部にあっては、経理書類のみのチェックや会計監査のみ、あるいは受給している競争的資金の一部の資金のみ監査を行っている機関も見られた。その様な機関を含め、特に監査体制は整備していない研究機関にあっては、受給する全ての資金を対象としつつ、機関の規模や運営・管理体制等に応じ、機関内の部署がそれぞれの牽制機能や役割を果たしているかの検証も行うような監査体制の構築が望まれる。~~

＜機関全体の視点からの内部監査体制の整備状況について（取組状況整理票の項目 25）＞

機関全体の視点からの内部監査体制の整備状況について【必須事項】（1555 機関）



特に監査体制は整備していない研究機関の研究費受給状況 (34 機関)



【まとめ】

モニタリング体制について、整備したと回答している機関は、半数以下の機関にとどまっており、全般的に体制整備に対する意識は必ずしも高いとは言えないと考えられる。ガイドラインで求められている各事項に基づき体制構築を行い、それらを継続的かつ効果的に運用させ機関全体の観点から不正防止を有効に機能させるためには適切なモニタリング体制の構築が不可欠と考えられる。見直しは特に行わないとする研究機関の中には民間企業などで既に体制が整っているとの回答もあり、一概に体制の不備を指摘することはできないものの、体制が整備されていない、あるいは体制の見直しを検討中の機関にあっては、組織的な牽制監視効果が機能発揮され、不正等が発生することを未然に防止する効果的な仕組みの構築が望まれる。

内部監査体制については、一部の研究機関において、受給している競争的資金のうち内部監査の実施を制度のルールとして義務付けられている資金のみ監査を行っている機関があった。また、経理書類のみのチェックや会計監査を行っているとの回答で、管理・監査の体制についてのチェックがなされるのか判断できないものが見られた。監査の対象は監査実施をルール化された資金のみにとらわれず受給資金全体を考慮し、また、機関の規模や運営・管理体制等に応じ、機関内の部署がそれぞれの牽制機能や役割を果たしているかの検証も行うような内部監査体制の構築が望まれる。

参考となる取組の事例

★各業務プロセスごとに組織的牽制機能をもたせる工夫をしている事例

(国立大学)

・モニタリング体制について以下の体制及び方針により大学の負担も踏まえ、年度計画、中期計画の評価に合わせる形で体制等を構築している。

①日常的監視活動（第1次、第2次モニタリング）

1) 第1次モニタリング

- ・各部門による自部門を範囲とした自己点検
- ・日常的コントロール活動をモニタリング

2) 第2次モニタリング

- ・コンプライアンス室による組織全体（第1次モニタリング実施部門）の内部統制の整備・運用状況を対象としたモニタリング

②独立的評価（第3次モニタリング）

監査室による不正防止計画進捗状況及び組織全体の内部統制の整備・運用状況のモニタリング

- ・不正防止計画の進捗状況の検証
- ・物品等の発注及び検収体制の検証
- ・非常勤雇用者の勤務状況確認体制の検証
- ・謝金の業務実施状況の確認体制の検証
- ・その他、ガイドラインに基づく不正防止体制の検証

★効果的・効率的に牽制効果を高める工夫をしている事例

(国立大学)

・監査室においては、受給している複数の競争的資金を対象に、その都度、より適正で効果的事業執行のための指導・助言等を行い改善状況を調査している。また、特別監査においては納入業者に対する文書による取引内容の調査及び大型物品の实在の確認と稼働状況、研究協力者への謝金の支出・雇用状況に関するヒアリング、更には研究代表者への「法令等の遵守」、「物品等の購入状況」「旅費の支給状況」に関するヒアリングを実施し、適正な使用状況の確認を行っている。

(私立大学)

・研究者による研究内容に立ち入った監査を実施。監査を受けた研究者は質問事項に対し、書面で回答する方法をとっている。

(独立行政法人)

・研究所における全ての予算は会計システムにより一元管理を行っており、リアルタイムで予算区分ごとの執行状況を確認することができるようになっている。そのため研究職員は自分の予算について執行状況が把握でき、予算・経理担当事務職員は全ての予算について、常に執行状況が把握できる体制をとっている。事務職員がリアルタイムに予算執行状況を把握し、その執行状況及び執行内容に疑義が生じた都度、研究職員に対して指導を行うとともに、月次ごとに把握した予算執行状況を所内の運営会議及び所内グループウェアを利用した掲示等により、研究計画に基づく適正な執行に努めるよう所全体に周知している。また、内部監査部門も会計システムによる予算の執行状況及び執行内容の確認を行っており、必要に応じて書類確認を行っている。

改善・検討が必要な事例

- ・監査は従前より、事務において経理書類上のチェックを行っている。

5. まとめ

(1) 全体傾向の総括

【必須事項への取組】

- 機関内の責任体系の明確化、通報窓口の設置、当事者以外の検収体制の整備等をはじめとする必須事項については、ガイドライン制定後1年足らずの間に急速に整備がなされたと言える。
- 適切な管理・監査のための最低限の「器」としての体制は、ほとんどの機関において整備がなされたことは評価できる。

【「不正防止計画」及び「行動規範」】

- しかしながら、「不正防止計画」や「行動規範」の策定等、必須事項ではない事項については、規模が大きく、多額の研究費配分を受けている機関の中でさえも取組姿勢に大きな開きがあると言える。
- 「不正防止計画」を策定している場合であっても、リスク分析や具体的対応策についての議論を十分行わずに策定したと思われる「不正防止計画」も見受けられる。「不正防止計画」は自機関の抱える課題を把握することが出発点であるが、研究者や事務職員がどのような問題意識をもっているかアンケートや聞き取りなどを行っている機関は必ずしも多くない。
- また、「不正防止計画」は、リスク分析を十分に行った上で、研究の効率性・迅速性を確保しながら、管理・監査のための限られたリソースをどのような優先順位でどのような対策に振り向けるべきか、研究者と事務職員が十分に議論して策定すべきである。しかしながらこのようなプロセスを経ていないために、具体性を欠いていたり、優先順位や目標・期限等が明確でない「不正防止計画」も多く見られる。
- 不正事案処理の経験を有する機関においては、その経験を踏まえた不正防止計画の策定に取組んでいるところがほとんどであるが、中には過去の事例への対応の経験が不正防止計画策定の議論に結びついていないと思われるケースも見受けられる。
- また、「行動規範」については、既存のものを「流用」して抽象的な精神規程として取り扱われている事例が多く、ボトムアップ的に構築している機関は少ない。
- 「行動規範」と「不正防止計画」は本来、非常に密接で連続的な関係にあるべきであるが、異なる部局で別々に策定しているケースも見受けられた。

【適正な運営・管理活動】

- 数多くの機関でそれぞれの機関の特性に応じた様々な取組が試行錯誤されている。
- 発注・検収体制については、機関によっては、「預け金」対策として、当事者以外の検収体制を整えることだけに力点が置かれている場合があるが、多くの機関において、財務会計システム等の整備による執行状況の遅滞ない把握、業者との癒着防止策、抜き打ちの納品確認など複数の取組を組み合わせ、柔軟性・迅速性を確保しつつ、実効的なチェックを可能とするシステムを模索している。なお、比較的規模の大きい大学等においては、財務会計システムの導入等により、物品の発注段階から納品・支払に至る各段階での執行状況について、複数の目による組織的チェックが可能となる体制の構築を目指している機関が多い。

【積極的な情報の公開】

- ガイドラインに基づく体制整備状況については、単に報告書を文部科学省や配分機関に報告書を提出すればよいというものではなく、国民に対して公的研究費の配分を受け適切に管理する体制をどのように整備しているか積極的に発信することが有意義であるが、HP等でわかりやすく情報発信を行っている事例は少ない。

- 機関内の関係者に対する周知は特に規模の大きい機関においては機関内 HP を活用している例が多く見られた。

【モニタリング】

- 全般的にモニタリング体制整備に対する意識は必ずしも高いとは言えず、大規模な機関であっても、日常業務におけるリスク管理を行う防止計画推進部署、実施部門とは独立し全体としてシステムが機能しているか検証する内部監査部門、経営から独立した立場から組織的牽制機能を果たす監事の役割といった多層的な監査体制を構築している機関は少ない。
- 実効的な監査を実施するには経理的な書類の要件のチェックといった形式的側面からだけでなく、管理体制や方法の適切性も含めた実効的なものであることが望ましい。一部の機関において事務職員と研究者がチームを組み監査に当たる例などは注目すべきである。

(2) 今後の取組に対する提言

- 「不正防止計画」「行動規範」の策定はガイドラインの根幹をなすものであり、実効的なものとなるよう積極的に取り組むべきである。特に大規模な機関においては、これらが整備されることが強く求められる。その際、実効性のあるものとなるよう、研究現場における実態の把握を踏まえた自己規律の精神に沿った対応が重要である。
- 機関の管理・監査体制についてはわかりやすい形で機関内外に積極的な情報発信を行うべきである。
- 「預け金」「カラ出張」「カラ謝金」等への対策は一つの方法だけでなく、複数の取組を組み合わせた総合的な取組による効果的な牽制を検討すべきである。
また、対応を検討するに当たっては、研究者と事務職員が議論し、採用した取組の効果を評価し、改善を図るという PDCA サイクルの仕組みが構築されることが重要である。
- 財務会計システム、Web 購入システムなど経費管理の IT 化は業務効率化に貢献することはいうまでもないが、研究費使用における迅速性及び透明性及び牽制効果において不正防止に大きく貢献する。中・長期的な視点で積極的に検討すべきである。また、その際、初期投資は一定レベル必要なことから、小・中規模機関の導入方策については更に検討が進められるべきである。
- 研究者と事務職員間での円滑なコミュニケーションと組織全体として取り組むという意識の喚起は極めて重要であり、最高管理責任者のリーダーシップの発揮が強く期待される。
- 研究機関においては、ガイドラインの根本精神に基づき、地道で手間のかかる作業に正面から取り組むことが望まれる。

(3) 今後のガイドライン運用全般についての検討課題等

- ガイドラインの趣旨の周知徹底はまだ十分ではない。文部科学省や資金配分機関がこれに取り組むことはもちろんであるが、研究機関においても、幹部職員、研究者、事務担当職員等様々なレベルでの集中的な研修が必要である。
- 小規模な機関からは、ガイドラインが一定規模以上の大学における管理・監査を主眼に置いたものであり、自機関が対応することは困難であるとの声が多く聞かれた。ガイドラインの趣旨は実質的な機能が担保されているかが問題であって、形式的に窓口や部署を置くことを求めることではないことの周知徹底と、組織の実態に即した実効的な体制整備が促進されるような形でのアドバイスなどを文部科学省や配分機関において積極的に実施する必要がある。
- 研究費の制度改善についての要望が多く研究機関からなされた。特に制度毎に異なる研究費の使用ルールの統一化等に関する要望が多かった。研究費の制度改善については、各制度においても着実に進めてきたところであるが、米国 FDP の取組も参考としつつ、研究資金の配分側機関と大学等受入機関の継続的意見交換により、更なる制度改善を行っていく必要がある。

研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）に基づく体制整備の実施状況について（分析結果報告）（案）
添付資料一覧

○参考資料 1

研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）の対象となる研究資金制度概要一覧（平成19年度）

○参考資料 2

文部科学省各競争的資金制度の新規採択件数と配分額（平成19年度）

○参考資料 3

研究費の不正対策検討会報告書「第3部」における主な指摘事項に対する対応状況

○参考資料 4

平成16年度～平成19年度に、競争的資金の使用に関して、返還命令及び応募制限措置を行った事例（平成20年3月31日現在）

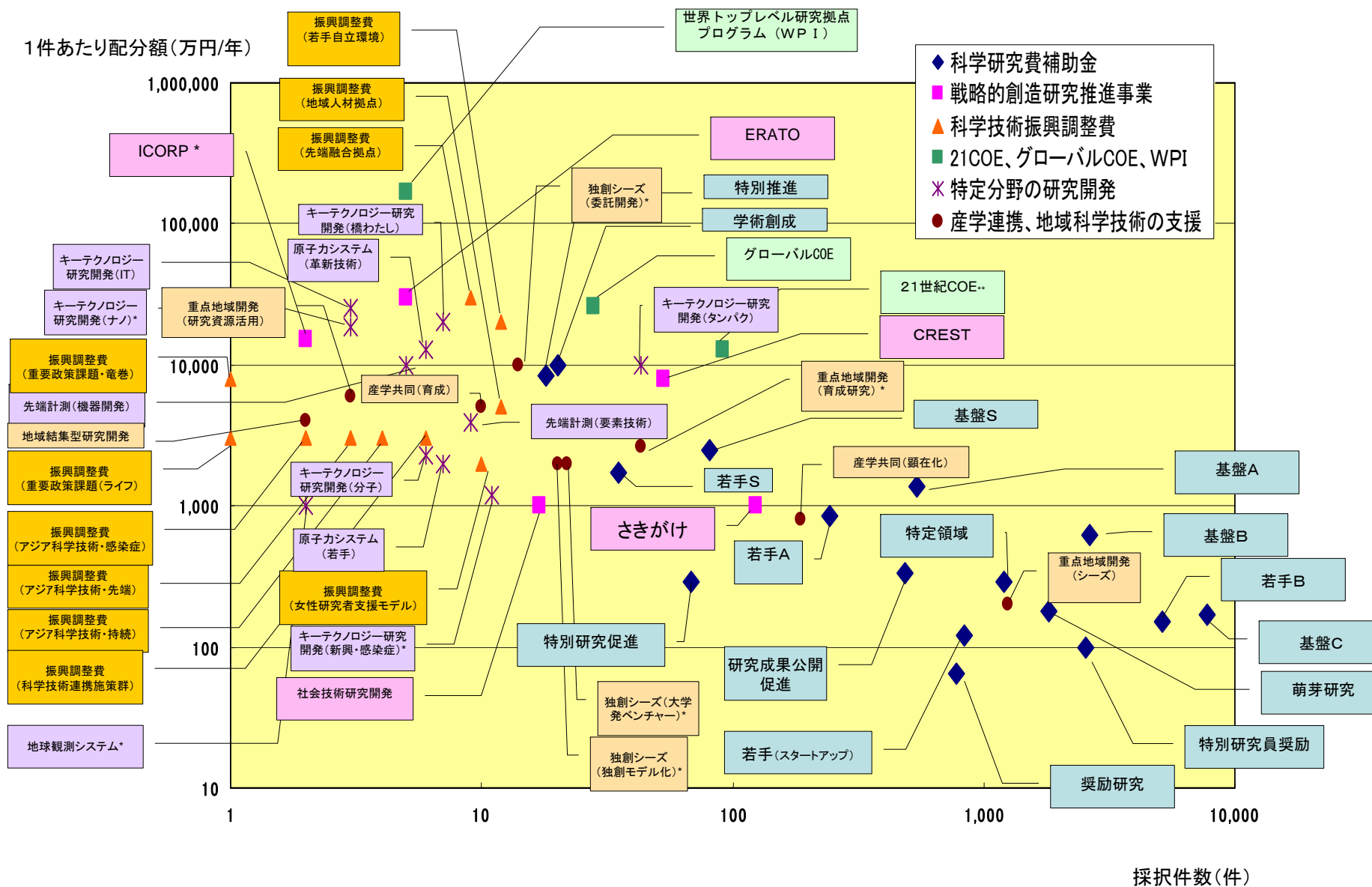
研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）の対象となる研究資金制度概要一覧
（平成19年度）

制度名	制度概要	募集対象	配分主体	平成19年度予算額(百万円)
科学研究費補助金	人文・社会科学から自然科学まで全ての分野にわたり、基礎から応用までのあらゆる「学術研究」(研究者の自由な発想に基づく研究)を段階に発展させることを目的とするものであり、ピア・レビュー(専門分野の近い複数の研究者による審査)により、豊かな社会発展の基盤となる独創的・先駆的な研究に対する助成を行う。	国公立大学、国立試験研究機関、企業、独立行政法人等の研究者(1人又は複数)	文部科学省/日本学術振興会	191,300
戦略的創造研究推進事業 *社会技術研究推進事業(公募型)を含む	今後の科学技術の発展や新産業の創出につながる新技術を生み出すことを目的とし、社会・経済ニーズを踏まえ国が設定した戦略目標の下、戦略重点科学技術を中心とした基礎研究を戦略的に推進する。	国公立大学、国立試験研究機関、企業、独立行政法人等の個人研究者、グループ研究者等	科学技術振興機構(JST)	47,386
	*社会技術研究推進事業(公募型) 自然科学のみならず人文・社会科学の知見を活用し、現場における様々な知見や経験に基づいて、社会における具体的な問題の解決を行う研究開発を推進する。	国公立大学、国立試験研究機関、企業、特定非営利活動法人等の研究者・実施者等		1,240
科学技術振興調整費	総合科学技術会議の方針に沿って科学技術の振興に必要な重要事項の総合推進調整を行うため、各府省の施策の先鞭となるもの、各府省ごとの施策では対応できていない境界的なもの、複数機関の協力により相乗効果が期待されるもの、機動的に取り組むべきもの等で、政策誘導効果が高いものに活用する。	国公立大学、国立試験研究機関、独立行政法人、企業等の研究機関その他能力を有する国内の機関全て(プログラムによる)	文部科学省	36,800
21世紀COEプログラム	第三者評価に基づく競争原理により、国公立大学を通じて、世界的な研究教育拠点の形成を重点的に支援し、もって国際競争力のある世界最高水準の大学づくりを推進する。	国公立大学(研究代表者は学長)	文部科学省	22,016
グローバルCOEプログラム	「21世紀COEプログラム」の基本的な考え方を継承しつつ、世界的な卓越した教育研究拠点形成を重点的に支援する。特に、若手研究者の育成機能と国際的な拠点形成を強化する。	国公立大学(申請者は学長)	文部科学省	15,758
世界トップレベル研究拠点プログラム	高いレベルの研究者を中核とした拠点形成を目指す構想に対し集中的な支援を行い、システム改革等の導入を行うことにより、第一線の研究者が世界から集まってくるような、優れた研究環境と極めて高い研究水準を誇る「目に見える拠点」の形成を目指す。	大学、大学共同利用機関、独立行政法人、公益法人	文部科学省	3,500
キーテクノロジー研究開発の推進		—		15,967
新・再興感染症研究拠点形成プログラム	経済社会の発展や安全・安心の確保など我が国の維持・発展の基盤となるキーテクノロジー研究開発の更なる進展を図るため、(1)社会のニーズを踏まえたライフサイエンス分野の研究開発、(2)次世代IT基盤構築のための研究開発、(3)ナノテクノロジー・材料を中心とした融合新興分野研究開発を競争的環境において推進する。	国内の産学官の研究開発機関・組織	文部科学省	2,750
		国公立大学、国立試験研究機関、企業、独立行政法人等		1,355
		大学、高等専門学校、大学共同利用機関法人、公設試験研究機関、独立行政法人、民間等の研究機関		5,527
		国内の研究機関又は大学、大学共同利用機関法人(企業にあっては国内に法人格を有するもののみ。)		1,500
		国内の産学官の研究開発機関・組織(なお、国立試験研究機関(一般会計の機関)、研究者個人は対象となりません。)		2,695
		国内の産学官の研究開発機関・組織(なお、国立試験研究機関(一般会計の機関)、研究者個人は対象となりません。)		2,140

制度名	制度概要	募集対象	配分主体	平成19年度予算額(百万円)
地球観測システム構築推進プラン	地球観測サミットで謳われた地球観測システムの構築に向けて、我が国が先導的に取り組むべき研究領域について公募により技術開発・観測研究等を行う。	国公立大学、国公立試験研究機関、独立行政法人、企業等(文部科学省と委託契約が締結できること)の個人研究者もしくは研究者グループ	文部科学省	573
原子カシステム研究開発委託費	革新的原子カシステムの実現に資するため、国が推進すべきと評価した原子炉技術や燃料サイクル技術等の研究開発を行う特別推進分野及びその候補となる研究開発を行う基盤研究開発分野を競争的環境の下で実施する。また、基盤研究開発分野において若手研究者を対象とした募集も行う。	国公立大学、国公立試験研究機関、企業、独立行政法人等のグループ研究者	文部科学省	5,205
先端計測分析技術・機器開発事業	独創的な研究活動を支える世界初、世界最先端の計測分析技術・機器を産学連携により開発する。	国公立大学、国公立試験研究機関、企業、独立行政法人等のグループ代表研究者及び個人研究者	科学技術振興機構(JST)	4,800
革新技術開発研究事業	次代の産業の未来を切り拓くとともに、21世紀の新たな発展基盤を築く革新的な高い独創的な技術開発に関する研究を、民間等において研究活動に携わる者等から提案公募の形式により幅広く募り、優秀な課題を選定し、より革新的かつ、実用的な技術への育成を図る。	民間企業 ※研究チーム内に、国公立大学、国公立試験研究機関、企業等の研究者の参加が必須	科学技術振興機構(JST)	1,740
独創的シーズ展開事業	大学等にて特許化された独創的な研究成果(シーズ)について、実用化に向けた展開を図るため、技術フェーズや技術移転の形態に応じた各種プログラム(独創モデル化型、大学発ベンチャー創出推進型、委託開発型、革新的ベンチャー活用開発型)において研究開発を推進し、研究成果の社会還元を図る。	研究開発型中堅・中小企業(資本金10億円以下) 国公立大学、国公立試験研究機関、独立行政法人等(企業は不可)の個人研究者と起業家との共同申請 等	科学技術振興機構(JST)	9,043
産学共同シーズイノベーション事業	大学等の基礎研究に潜在するシーズ候補を産業界の視点で見出し、産学共同によるシーズの顕在化を目的としたフィージビリティスタディや、顕在化されたシーズの実用性を検証するために、産学による共同研究(マッチングファンド方式)を推進する。	国公立大学、国公立試験研究機関、独立行政法人等の個人研究者と民間企業との共同申請	科学技術振興機構(JST)	1,800
重点地域研究開発推進プログラム	地域の独創的な研究成果を活用した新規事業の創出、技術革新による経済活性化を目指して、全国のJSTイノベーションプラザ・JSTイノベーションサテライトにおいて、地域の産学官交流や独創的研究成果の育成を推進する。	国公立大学、国公立試験研究機関等の研究者と当該技術の事業化希望企業との共同申請	科学技術振興機構(JST)	8,273
地域結集型研究開発プログラム等	地域として企業化の必要性の高い分野の個別的研究開発課題を集中的に取扱う産学官の共同研究事業。大学等の基礎的研究により創出された技術シーズを基にした試作品の開発等、新技術・新産業の創出に資する企業化に向けた研究開発を実施する。	国公立大学、国公立試験研究機関等の研究者(都道府県経由および政令指定都市経由)	科学技術振興機構(JST)	3,479
私立大学学術研究高度化推進事業	我が国の高等教育機関の大部分を占める私立大学等における研究基盤の整備及び研究機能の高度化を図るため、重点的かつ総合的な支援を行う。	私立大学	文部科学省/日本私立学校振興・共済事業団	施設・装置、設備費 6,385/ 研究費 111,271の内数
都市エリア産学官連携促進事業	地域の個性発揮を重視し、大学等の「知恵」を活用して新技術シーズを生み出し、新規事業等の創出、研究開発型の地域産業の育成等を図るとともに、自律的かつ継続的な産学官連携基盤の構築を目指す。	都道府県及び政令指定都市が指定した中核機関	文部科学省	8,941
知的クラスター創成事業	地方自治体の主体性を重視し、知的創造の拠点たる大学、公的研究機関等を核とした、関連研究機関、研究開発型企業等による国際的な競争力のある技術革新のための集積(知的クラスター)の創成を目指す。	都道府県及び政令指定都市が指定した中核機関	文部科学省	4,510
安全・安心科学技術プロジェクト	重要研究開発課題の研究開発を進めることにより、国家安全保障、国民生活の安心と安全確保への貢献を目指す。また、この取組みを通じ、安全・安心に資する科学技術推進のための拠点の整備、関連研究者等のネットワークの構築を図る。	大学、独立行政法人、民間、その他研究能力を有し、文部科学省と委託契約を締結することができる国内の機関(法人格を有する者に限る。)すべて	文部科学省	405
世界を対象としたニーズ対応型地域研究推進事業	我が国との関係で重要な地域について、現在の政治、経済、社会制度等とその背景となる思想、文化、歴史等との関係など、今後我が国が人的交流や国際貢献を進めるために必要な政策的・社会的ニーズに基づいてプロジェクト研究を実施し、その成果を社会へ還元することにより、日本と地域との間の交流や協力が一層促進され、日本とこれらとの「協働」、「相互理解」さらには「共生」に資することを目的とする。	国内の大学(大学共同利用機関法人を含む)、短期大学、高等専門学校、独立行政法人研究機関、公設試験研究機関、特殊法人又は民法第34条に基づき設置された法人が設置する研究機関	文部科学省	100
ゲノム機能解析等の推進	遺伝子やタンパク質の相互作用等の集中的解析のデータの活用により、細胞からのシグナル伝達から転写に至るネットワークの解析を行い、各種疾患、生命現象のシステムを解明し、革新的な治療法、創薬等の実現を目指す。	平成19年度は「動的ネットワークの解析技術開発」プログラムのみ公募。このプログラムの募集対象は、①大学、高等専門学校及び大学共同利用機関②公設の試験研究機関及び独立行政法人の研究機関③法人格を有する民間の研究機関・企業	文部科学省	2,301
ナショナルバイオリソースプロジェクト	ライフサイエンス研究を支えるため、実験動物(マウス等)や、各種細胞、各種生物の遺伝子材料等のバイオリソースのうち、国として戦略的に整備する必要があるものについて体系的に収集、保存し、提供するための体制の整備並びにバイオリソース更なる品質向上のための開発を推進する。	大学及び高等専門学校、大学共同利用機関法人、独立行政法人の研究機関、公設の試験研究機関、法人格を有する民間の研究機関・企業	文部科学省	1,776
統合データベースプロジェクト	我が国のライフサイエンス関係のデータベースの利便性の向上を図るため、データベースの統合化及び利活用のための基盤技術開発、人材育成等を行い、ライフサイエンス関係データベースの統合的活用システムを構築する。	平成19年度は補充課題のみ公募。補充課題の募集対象は、国内の研究機関又は大学、大学共同利用機関法人(企業にあっては国内に法人格を有するもののみ)	文部科学省	1,600

制度名	制度概要	募集対象	配分主体	平成19年度予算額(百万円)
再生医療の実現化プロジェクト	細胞移植・細胞治療等によってこれまでの医療を根本的に変革する可能性を有する再生医療について、必要な幹細胞操作技術等を世界に先駆け確立し、その実用化を目指す。	大学等	文部科学省	970
個人の遺伝情報に応じた医療の実現プロジェクト	個人個人に最適な予防・治療を提供することを可能とする医療の実現に資するため、30万症例規模のDNA等の試料及び臨床情報を収集し、これらのデータをバイオバンクとして整備する。また、当該試料について対象疾患の関連遺伝子探索により、個人個人に最適な予防と新しい診断法・治療法の開発に繋げるため、遺伝子多型(SNP)解析を行い、それに基づく疾患関連遺伝子研究を実施する。	大学等	文部科学省	2,568
がんトランスレーショナル・リサーチ事業ー革新的ながん治療法等の開発に向けた研究の推進ー	がん免疫療法・分子標的療法に係る基礎研究の優れた成果を次世代の革新的な診断及び治療法の開発に繋げるためのトランスレーショナル・リサーチを適切な支援体制のもとで推進し、新薬等の開発につながる成果を創出する。	大学等	文部科学省	675
次世代の電子顕微鏡要素技術の開発	電子顕微鏡を利用した様々な研究開発分野の強いニーズと、電子顕微鏡技術開発における欧米との競争が激しい技術領域において、シーズ技術を生かして、5年から10年後を見据えた次世代の電子顕微鏡開発に対応するための要素技術を開発し、その実用化に向けて性能の高度化を図ることを目指す。	企業等の機関(産)と、大学あるいは独立行政法人等の研究機関(学あるいは官)により編成される「産学官連携チーム」	文部科学省	460
知的資産の電子的な保存・活用を支援するソフトウェア技術基盤の構築	コピキタス社会の中で、人々が専門的な知識や技術を継続的に学習できる環境を実現するために、誰もがいつでもどこでも教育、文化・芸術に触れられる環境を実現することを目的として、そのために不可欠なコンテンツの創製を目指す。	国内の産学官の研究開発機関・組織(なお、国立試験研究機関(一般会計の機関)、研究者個人は対象となりません。)	文部科学省	315
X線自由電子レーザー利用推進研究課題	X線自由電子レーザー装置は、基礎研究から産業や国民の生活に役立つ応用開発まで、幅広い科学技術分野において革新的な成果の創出が期待される研究基盤である。このため、利用研究を実施する際に想定される様々な問題点の解決に向けた研究開発を装置整備と並行して進め、完成後から本格的な利用研究を実施することにより、諸外国に先駆けて革新的な成果を創出することを目指す。	大学、高等専門学校、大学共同利用機関法人、公設試験研究機関、独立行政法人、民間等の研究機関	文部科学省	552
首都直下地震防災・減災特別プロジェクト	南関東で発生するM7程度の地震(首都直下地震)について、被害の大幅な軽減と首都機能維持に資することを目的とし、地震の姿(震源域、将来の発生可能性、揺れの強さ)の詳細を明らかにするとともに、耐震技術の向上や地震発生直後の迅速な被害把握等と有機的な連携を図るための研究開発を実施する。	国公立大学、国公立試験研究機関、企業、独立行政法人等の個人研究者、グループ研究者等	文部科学省	1,450
革新的原子力システム技術開発公募	原子炉や核燃料サイクル施設の規模や方式にとらわれない多様なアイデアを公募し、産学官の連携を重視した競争的な研究開発を実施することにより、原子力の基盤的研究における産学官の連携強化や革新的原子力技術開発にブレークスルーをもたらす基盤的要素技術の涵養を図る。	国公立大学、国公立試験研究機関、企業、独立行政法人等のグループ研究者	文部科学省	435
人道的対人地雷探知・除去技術研究開発推進事業	人道的観点からの対人地雷の探知・除去活動を支援するセンシング技術、アクセス・制御技術の研究開発の推進を行う。	国公立大学、国公立試験研究機関、企業、独立行政法人等の個人研究者、グループ研究者等	科学技術振興機構(JST)	300
バイオインフォマティクス推進センター	膨大なゲノム情報等の解析の格段の効率化・省力化、利用の高度化等を実現するため、革新的なゲノム解析ツールの研究開発等、バイオインフォマティクス研究を推進する。	国公立大学、国公立試験研究機関、独立行政法人、企業等の研究機関に所属する研究者	科学技術振興機構(JST)	1,682
戦略的国際科学技術協力推進事業	国際共通的な課題解決や我が国と諸外国との関係強化に資する成果を得ることを目指し、政府間合意に基づき文部科学省が特に重要なものとして設定した国・地域、分野において、国際科学技術協力を戦略的に推進する。	国公立大学、国公立試験研究機関、独立行政法人、企業等の研究機関に所属する研究代表者	科学技術振興機構(JST)	1,000
先端研究拠点事業	我が国の学術研究機関が先端的研究分野において世界を代表する研究拠点となることを目的とし、我が国と学術先進諸国の中心的な研究機関を研究交流拠点とする多国間ネットワークを構築・強化し、共同研究、セミナーの開催、研究者交流を推進する。	国公立大学、国公立試験研究機関、独立行政法人等の研究機関又はその部局	日本学術振興会(JSPS)	217
アジア研究教育拠点事業	アジアに世界的水準の研究と若手研究者の育成を行う拠点を形成することを目的として、相手国との対等なパートナーシップに基づく共同研究を支援する。	国公立大学、国公立試験研究機関、独立行政法人等の研究機関又はその部局	日本学術振興会(JSPS)	「アジア・コア・ネットワーク」(954百万円)の内数
アジア・アフリカ学術基盤形成事業	アジア・アフリカ地域における諸課題の解決に学術面から貢献するため、我が国の研究機関が主導的役割を果たし、中核的研究拠点の構築と若手研究者の育成を支援する。	国公立大学、国公立試験研究機関、独立行政法人等の研究機関又はその部局	日本学術振興会(JSPS)	「アジア・コア・ネットワーク」(954百万円)の内数
日中韓フォーサイト事業	日中韓3か国がアジアの中核となり世界トップレベルの研究拠点を形成することを目指し、日本学術振興会(JSPS)と韓国科学財団(KOSEF)、中国国家自然科学基金委員会(NSFC)との覚書により、3か国の共同研究を支援する。	国公立大学、国公立試験研究機関、独立行政法人等の研究機関又はその部局	日本学術振興会(JSPS)	「アジア・コア・ネットワーク」(954百万円)の内数
二国間交流事業(共同研究・セミナー)	日本学術振興会(JSPS)の諸外国の学術振興機関(対応機関)との協定等に基づき、個々の研究者交流を促進させた二国間の研究チームの持続的ネットワーク形成を目指し、我が国の大学等の優れた研究者が相手国の研究者と協力して行う共同研究・セミナーの実施を支援する。	国公立大学、国公立試験研究機関、独立行政法人等の研究機関に所属する研究者	日本学術振興会(JSPS)	「一般交流事業」(994百万円)の内数

文部科学省各競争的資金制度の新規採択件数と配分額(平成19年度)



* :平成18年度のデータ。
 * * :平成14年度～平成16年度の平均値

研究費の不正対策検討会報告書「第3部」における主な指摘事項に対する対応状況

指摘事項	これまでの改善状況(制度別)	今後の課題(全体的取組)		
		今後の予定/検討課題	必要な改正内容及び要協議先	検討の進め方
1. 単年度会計主義に起因する問題の改善				
(1) 繰越明許費制度の活用促進と一層の弾力化				
① 繰越事由要件の明確化について、その周知徹底	【科学研究費補助金】 ・幅広い適用が図られるよう取扱を明確化<研究振興局長・会計課長通知(H18年4月)> (55件(H17年度)→641件(H18年度))	【科学研究費補助金】 繰越事由の具体例の明示などによる繰越が可能な旨の更なる周知徹底		
② 繰越明許費手続きの一層の簡素化	平成19年度は前年度を大幅に上回る見込み(申請件数:1297件) <繰越し事由の具体例> 「研究を実施していく中において、〇〇の事象が生じたことで当初予定していた成果が得られないことが判明したため、当初の研究計画を変更する必要が生じた。」 「研究の進展に伴い、当初予想し得なかった新たな知見が得られたことから、その知見を使用し十分な研究成果を得るために、当初の研究計画を変更する必要が生じた。」 等	【科学研究費補助金】 包括的協議など手続きの簡素化(課題:法令等との整合性) 【戦略的創造研究推進事業】 独法の中期目標期間を超える繰越の実現。但し、中期目標期間内と同様に簡素な手続きであることが前提である。	【科学研究費補助金】 財政法第43条(抜粋) 繰越を必要とするときは、繰越計算書を作製し、事項ごとに、その事由、及び金額を明らかにして、財務大臣の承認を得なければならない。 (協議先:財務省) 【戦略的創造研究推進事業】 ・独法会計基準 第11章第80、独立行政法人通則法第20.44条	【科学研究費補助金】 手続きの改善について引き続き財務省と調整を図る。
③ 研究者に重大な落度がない限り、正常な研究活動を年度をまたいで続行するための費用の確保に必要なものであれば原則として認めるなどの措置	【戦略的創造研究推進事業】 JSTは、運営費交付金で事業を行っており、繰越明許費制度は、該当しないが、繰越は柔軟に対応している。 研究計画に対して資金執行の遅れがある場合等は、他の計画の変更が必要な課題との間で調整する。あるいは、複数年度期間中であれば、年度末に残金が出た場合は、一定の要件の下、委託先の判断によりJSTに返金することなく翌年度に繰り越すことが可能(平成17年度～)。 【科学技術振興調整費】 明許繰越できる経費なので、繰越事由が発生したときは速やかに連絡するよう文書で周知した。			
(2) 研究期間の弾力化				
① 特段の手続きなしに一定の割合以内であれば年度をまたいだ研究費の使用を認めるなどの制度導入	【科学研究費補助金】 ・年度末までの円滑な研究遂行を可能とするため、実績報告書の提出期限を5月末まで延伸(平成18年度～)	【本省制度】 ・競争的資金配分事務の独立行政法人への移管(課題:独法予算キャップ、独法体制の強化) ・単年度会計主義との関係の整理(課題:法令等との整合性)	【本省制度】 ・概算要求(協議先:財務省) ・憲法86条 内閣は毎会計年度の予算を作成し、国会に提出して、その審議を受け議決をうけなければならない。 ・財政法第12条 各会計年度における経費は、その年度の歳入を以て、これを支弁しなければならない。 ・財政法第42条 繰越明許費の金額を除く外、毎会計年度の歳出予算の経費の金額は、これを翌年度において使用することができない。	関係府省と連携し財務省と調整を図る。
② 最終年度の残余預金があれば研究期間の延長が認められる制度	【戦略的創造研究推進事業】 ・複数年度契約を導入。年度を跨ぐ調達契約を可能とし、容易な手続きで研究費の一部を研究機関にて次年度に繰り越すことが可能(一定の要件の下、委託先の判断によりJSTに返金することなくJSTへの報告のみで繰り越し可能) (平成17年度～) ・制度設計上、会計年度に関わりなく研究期間を設定((例)研究期間5年のもの:初年度10月採択→5年後の9月まで研究期間確保。希望により最終年度の年度末まで延長可能)	【戦略的創造研究推進事業】 ・機関から提出される実績報告書提出期限の延伸(課題:独法決算スケジュール上、実績報告書の提出期限延伸が困難)		
③ 研究期間の起点を年度当初ではなく、資金の交付時点とし、年度を越えて研究期間を確保する制度			【戦略的創造研究推進事業】 ・独立行政法人通則法第38条	

指摘事項	これまでの改善状況(制度別)	今後の課題(全体的取組)		
		今後の予定/検討課題	必要な改正内容及び要協議先	検討の進め方
2. 資金制度運用の弾力化				
(1) 資金交付の一層の早期化	<p>【科学研究費補助金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4月時点で全体の98%を交付内定(平成19年度実績)。内定後は直ちに研究開始可能。(新規分は6月までに90%弱に送金。継続分は6月までに全てに送金。) <p>【地球観測システム構築推進プラン】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査時期を2ヶ月前倒し、8月事業開始(H18年度) <p>【戦略的創造研究推進事業・科学技術振興調整費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・募集時期の早期化及び事務手続きの迅速化により、実質的な研究期間が短くならないよう、継続課題については4月から、新規課題については研究開始当月から予算執行可能。 <p>【科学技術振興調整費】</p> <ul style="list-style-type: none"> 委託契約の単位を、複数の課題を機関毎に束ねていたものを、単一の課題毎にすることで、委託契約及び概算払等にかかる事務の迅速化を図った。(平成19年度～) 	引き続き審査スケジュールの早期化等、実情等を踏まえ検討		
(2) 研究計画・資金計画の事後チェック主義化の推進と費目間流用の一層の弾力化	<p>【科学研究費補助金】</p> <ul style="list-style-type: none"> 交付決定者の承認なしに自由に変更することができる費目間流用の割合について、平成20年度より、交付された直接経費総額の30%から50%に変更。 <p>【本省委託費(科学技術振興調整費を含む)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・費目の簡素化による費目間流用の可能な枠を大幅に拡大 ・費目の内訳(種別)の流用制限の廃止 種別(国内旅費、外国旅費 等)間の流用事前了承の廃止 (平成19年度～) ・委託業務の目的及び成果に見合う経費執行を踏まえ、設備備品費及び試作品費の変更等の手続きの合理化(届出から事後報告に) (平成20年度～) <p>【科学技術振興調整費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・額の確定調査について、試行的に一部の課題を実地にかえて書面で調査する。 (平成20年度～) <p>【戦略的創造研究推進事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前申請が必要な要件を大幅に緩和。 各費目の流用額の“合計額”一各費目の流用額が直接経費総額の30%(この額が300万円に満たない場合は300万円)を超えないとき。 (平成18年度～) ・事前申請が必要な場合であっても、研究推進上の必要性が認められれば、POの判断で柔軟に変更可能。 	【科学技術振興調整費】 ・現地調査で否認した内容・否認理由のデータベース化と公表		
(3) 資金を使用できない事項の減少	<p>【科学技術振興調整費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・科学技術振興調整費で雇用した研究者等の人件費の扱いについて、他の資金の業務に従事した場合でも、プログラムや実施課題の目的達成に直接的に資する場合には、調整費を充当可能(平成20年2月より) ・実施機関からの資金の用途に関する質問・要望等を受け付けるメールアドレスを開設し、弾力的運用が可能が改めて検討し、仮に、用途が認められない場合は、理由を付けて回答する。(今後ホームページで公表する予定) 	引き続き、制度の目的、特性等を踏まえ検討		

指摘事項	これまでの改善状況(制度別)	今後の課題(全体的取組)		
		今後の予定/検討課題	必要な改正内容及び要協議先	検討の進め方
3. 各種競争的資金等の制度の統一的取扱い				
(1)各競争的資金等のルールの一貫・共通化	<p>【本省委託費(科学技術振興調整費含む)】</p> <p>○省内各局(3局)により異なる委託契約事務処理の統一化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託事務処理要領の統一(約30事業:2000件(契約)) ・各種様式とそれに伴う手続きの統一化 ・業務計画変更(設備等の内容変更)手続きの合理化 ・業務計画書記載事項の簡略化 ・流用制限の統一化 等 <p>(平成19年度～)</p>	<p>引き続き、制度の目的、特性等を踏まえ検討(課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機器等の所有権 →本省委託費:所有権は国に帰属 →科研費補助金:所有権はいったん研究者に帰属し、その後所属する研究機関に寄付 	<p>【本省委託費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財政法9条 国の財産は法律に基づく場合を除く外、これを交換しその他支払い手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し若しくは貸し付けてはならない。 ※物品の無償貸付及び譲渡等に関する法律第2条により貸付は可能だが、同法では譲渡に設備品等は該当しない。 	
(2)異なる競争的資金等の合算使用				
・複数の異なる研究資金を合算して特定の用途に使用することを可能とする。	<p>【科学研究費補助金】</p> <p>次の場合は使用可能。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助事業に係る用務と他の用務とを合わせて1回の出張をする場合において、他の経費との使用区分を明らかにしたうえで使用する場合 ・他の用途にも使用する1個(※)の消耗品等を購入する場合において、他の経費との使用区分を明らかにしたうえで使用する場合(※1個とは、1ケース、1ダースなどの一つのまとまった購入単位を含む) ・直接経費に他の経費(委託事業費、私立大学等経常費補助金、他の科学研究費補助金及び間接経費など、当該経費の使途に制限のある経費を除く。)を加えて、補助事業に使用する場合 ・独立性のある物品を購入する場合において、同時に購入する当該物品の附属品等(補助事業の遂行に必要なもの)の購入経費として直接経費を使用する場合 等 <p>【戦略的創造研究推進事業・科学技術振興調整費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業の当該年度の直接経費の未執行残額が生ずる場合等で、研究機関が有する他の経費(その経費が特定の使途目的を有するなどのため、本事業の直接経費と合算使用できないものを除く)を加えて、本事業の委託研究の目的に使用することは可能。 ・他の用務を含む旅費について、区分経理できる場合は、執行可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ・一つの研究課題にかかる研究費で購入した備品等の当該研究に支障をきたさない範囲での、他の研究課題による効率的な使用 ・研究費ごとに明確に区分可能な消耗品等にかかる、まとめ買いの可否 		
4. その他				
(1)間接経費の大幅拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・30%を上限として措置可能(18制度/20制度) ・一部種目に30%を措置(1制度/20制度) ・30%未満(1制度/20制度) 	全制度30%達成を目指した予算措置	概算要求(協議先:財務省)	
(2)その他	<p>【科学技術振興調整費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・裁量労働制に対応したエフォート管理手法を試行的に導入(平成20年度～) ・設備の共用に関する考え方の明確化(複数年度に亘る委託事業の実施期間中の無償貸付について、文部科学省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令第3条第4号に該当する法人は、同省令第3条第4号及び第5条を併用した理由で無償貸付することができ、主として委託業務の利用の他に有効利用することができる。) <p>(平成20年度～)</p>	<p>【科学技術振興調整費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の共用に関する更なる弾力化の検討 		

平成16年度～平成19年度に、競争的資金の使用に関して、返還命令及び
応募制限措置を行った事例（平成20年3月31日現在）

○科学研究費補助金

・平成19年度

研究機関名	事案概要	文部科学省等の対応
広島工業大学	平成9、10、12、13年度及び平成15年度～平成18年度の科学研究費補助金において、旅費、謝金を架空請求し、また業者から無償で貸借した計測装置についてレンタル料を請求し、大学から補助金を支出させ自らの銀行口座で管理し、研究費（遠隔地での測定会実施に際しての必要経費）として使用したほか、一部については家族旅行の費用に使用していた。	○補助金の返還命令 平成20年2月1日（本省） 428万円 平成20年1月28日（学振） 336万円 （返還命令総額 764万円） ○応募資格の停止 5年 1人
九州大学	平成17年度及び平成18年度の科学研究費補助金において、研究室に所属する研究生の名義貸しを依頼し、自らが管理する銀行口座を開設し、架空の謝金請求を行い、研究期間終了後に使用する研究費として保管していた。	○補助金の返還命令 平成20年1月28日（本省） 78万円 ○応募資格の停止 4年 1人
吉備国際大学	平成16年度及び平成17年度の科学研究費補助金において、架空発注により消耗品等を購入したように装い、同大学から補助金を支出させ、業者に預け金として管理させた上で、必要に応じ大学に保管された納品伝票とは異なる研究用物品等の購入に充てていた。	○補助金の返還命令 平成19年12月19日（学振） 169万円 ○応募資格の停止 4年 1人
獨協医科大学	平成10年度～平成18年度の科学研究費補助金において、架空発注により消耗品等を購入したように装い、同大学から補助金を支出させ、業者に預け金として管理させた上で、必要に応じ大学に保管された納品伝票とは異なる研究用物品等の購入に充てていた。	○補助金の返還命令 平成19年12月13日（本省） 2,286万円 平成19年12月28日（学振） 3,076万円 （返還命令総額 5,362万円） ○応募資格の停止 4年 29人 ----- 【岐阜大学分】（※1） ○補助金の返還命令 平成20年2月19日（学振） 100万円
朝日大学	平成14年度、平成16年度及び平成17年度の科学研究費補助金において、架空発注により消耗品等を購入したように装い、同大学から補助金を支出させ、業者に預け金として管理させた上で、必要に応じ大学に保管された納品伝票とは異なる研究用物品等の購入に充てていた。	○補助金の返還命令 平成19年10月1日（本省） 630万円 平成19年10月2日（学振） 265万円 （返還命令総額 895万円） ○応募資格の停止 4年 1人
金沢大学	平成14年度の科学研究費補助金において、正規の手続きを経て購入し機関による納品検収を受け、補助金の支出手続がなされた物品・消耗品等を業者に持ち帰らせ、それらに支出させた補助金を「預け金」として業者に管理させ、要に応じ正規の手続きを経ずに物品等を納品検収を受けることなく納入させ、その代金を「預け金」から支出していた。	○補助金の返還命令 平成19年7月11日（学振） 130万円 ○応募資格の停止 4年 1人

立命館大学	平成13年度～平成18年度の科学研究費補助金において、研究室に所属する学生名義で架空の謝金請求を行い、謝金を受け取った学生から研究室に還流させ、留学生支援、学生の現地調査活動経費や学会参会費等研究室の運営費等に使用していた。	○補助金の返還命令 平成19年6月27日（本省） 61万円 平成19年5月30日（学振） 499万円 （返還命令総額 560万円） ○応募資格の停止 4年 1人 5年 1人
国立天文台	平成9～13年度の科学研究費補助金において、架空の謝金請求を行い、大学院生の旅費として使用していたほかに、一部に祝電等の支出が確認された。	○補助金の返還命令 平成19年5月16日（本省） 82万円 平成19年5月18日（学振） 152万円 （返還命令総額 234万円） ○応募資格の停止 5年 1人
埼玉医科大学	平成16年度の科学研究費補助金において、海外渡航に係る旅費に、妻子を同伴するための費用を含んで精算したほか、研究課題の目的から外れた共同研究の打ち合わせをするために、旅行予定外の目的地に滞在した。	○補助金の返還命令 平成19年4月20日（本省） 57万円 ○応募資格の停止 5年 1人

※1 科学研究費補助金においては、研究分担者が不正を行った場合、当該研究課題の研究代表者が所属する研究機関から返還を受けるため、不正を行った研究者の所属機関と一致しない場合がある。

注 科学研究費補助金においては、平成16年度以降、不正使用防止策として、不正使用のあった研究課題の共同研究者（研究代表者又は研究分担者）に対して、不正に関与していない場合であっても、科学研究費補助金の新規研究課題の応募を1年間停止する措置を適用している。平成19年度は23人、平成18年度は32人、平成17年度は34人に適用した。

研究機関名	事案概要	文部科学省等の対応
日本赤十字北海道看護大学	平成17年度に交付された科学研究費補助金において、実態を伴わない印刷物の発注を行い、架空請求により大学から業者に支払われた補助金を預け金として業者に管理させていた。	○補助金の返還命令 平成19年3月28日(学振) 24万円 ○応募資格の停止 4年 1人
北海道大学	平成10～11年度に交付された科学研究費補助金において、大量の消耗品を架空請求し、業者にその金額に相当する奨学寄附金を寄附するよう指示した。また、実態を伴わない謝金を水増ししてプール金として経理し他用途に使用したり、出張の日程変更による精算手続きを行わずに正規の旅費との差額分(使途不明)を受領していた。	○補助金の返還命令 平成19年3月26日(本省) 25万円 平成19年3月27日(学振) 61万円 (返還命令総額 86万円) ○応募資格の停止 5年 1人
中央大学	平成14～17年度に交付された科学研究費補助金において、同じ出張の旅費や郵送費を、科学研究費補助金と他の経費とで重複して請求したり、資料・書籍などの領収書の金額を改ざんし、補助金を不正に受領していた。 (留学中の家族への小包送付料への支出)	○補助金の返還命令 平成19年3月23日(本省) 76万円 平成19年3月28日(学振) 13万円 (返還命令総額 89万円) ○応募資格の停止 5年 1人
立命館大学	平成15年度～平成16年度の科学研究費補助金について、留学生の学費や生活費等を支援するために、実体のないアルバイト費を不正に請求していた。	○補助金の返還命令 平成19年2月26日(学振) 80万円 ○応募資格の停止 4年 1人
日本医科大学	平成10～15年度に交付された科学研究費補助金において、業者に指示し、架空請求により大学から業者に支払われた補助金を預け金として業者に管理させ、別途、研究に必要な物品をその都度業者から直接納品させていた。 また、謝金を過大に請求し、現金で保管し、本事業と直接関係のない実験補助員の謝金の支払いに使用していた。	○補助金の返還命令 平成19年3月13日(本省) 6,358万円 平成19年2月21日(学振) 100万円 (返還命令総額 6,458万円) ○応募資格の停止 4年 1人
早稲田大学	平成13年度～平成15年度に交付された科学研究費補助金において、請求書の品名の書き換えを業者に指示し、実際には異なる物品を納品させていた。また、当該研究者が社外取締役をしていた企業が大学に対して架空請求を行っていた。	【早稲田大学分】 ○補助金の返還命令 平成18年12月28日(本省) 470万円 ○応募資格の停止 5年 1人 ----- 【東京大学分】(※1) ○補助金の返還命令 平成18年12月28日(本省) 508万円 平成18年12月26日(学振) 508万円 (返還命令総額 1,016万円)
慶應義塾大学	平成15年度に交付された科学研究費補助金において、学内規程により原則として支払えないこととされていたビジネスクラス航空運賃を捻出するため、エコノミークラス航空運賃との差額分等について、消耗品を購入したように架空の請求書を作成するよう業者に命じ、これを大学に請求して不正に受領していた。また、私用目的で購入した書籍代(中学生参考書)や研究に直接関係のない物品(シェーバー)の購入代金を立替払金として大学に請求していた。	○補助金の返還命令 平成18年9月21日(本省) 47万円 ○応募資格の停止 5年 2人

※1 科学研究費補助金においては、研究分担者が不正を行った場合、当該研究課題の研究代表者が所属する研究機関から返還を受けるため、不正を行った研究者の所属機関と一致しない場

注 合がある。
科学研究費補助金においては、平成16年度以降、不正使用防止策として、不正使用のあった研究課題の共同研究者（研究代表者又は研究分担者）に対して、不正に関与していない場合であっても、科学研究費補助金の新規研究課題の応募を1年間停止する措置を適用している。平成19年度は23人、平成18年度は32人、平成17年度は34人に適用した。

大学名	事案概要	文部科学省等の対応
鹿児島大学	平成16年度に交付された科学研究費補助金において、自己治療のために劇薬イソゾール及び向精神薬ドルミカム等を自ら購入、使用していた。	○補助金の返還命令 平成18年3月23日(本省) 20万円 ○応募資格の停止 5年 1人
一橋大学	平成14年度及び平成16年度に交付された科学研究費補助金において、①そもそも必要のない出張を行っていた、②用務地で用務を行わず、単に気分転換していたにもかかわらず用務を行ったとして旅費を虚偽請求し、受領していた、③旅行命令の旅行期間よりも1日早く用務が完了したにもかかわらず用務地に留まり、旅行期間の短縮を行うことなく虚偽の旅費精算を行い、概算払いにより受給した旅費の返還を行わなかった、という事実があった。	○補助金の返還命令 平成18年3月22日(本省) 1万円 平成18年3月22日(学振) 34万円 (返還命令総額 35万円) ○応募資格の停止 5年 1人
国立循環器病センター (研究所)	平成11年度～平成15年度に交付された科学研究費補助金において、実体を伴わない謝金の請求を行い、支出された謝金を研究協力業務に対する正規謝金に上乗せして研究協力者に支払っていた。また、研究のための消耗品等の購入に充てていた。	○補助金の返還命令 平成18年3月20日(本省) 57万円 平成18年3月16日(学振) 472万円 (返還命令総額 529万円) ○応募資格の停止 5年 1人
東京工業大学	平成14年度～平成16年度に交付された科学研究費補助金において、架空の取引により補助金を請求し、支払われた代金を業者に預け金として管理させていた。また、業者に指示して消耗品を購入したとの虚偽の請求書等を作成させ、当該請求書等により大学から支払われた代金を設備備品の調達や実験装置の修理費用に充てていた。	○補助金の返還命令 平成18年3月20日(本省) 682万円 ○応募資格の停止 4年 1人
産業医科大学	平成16年度に交付された科学研究費補助金において、架空の取引により補助金を請求し、支払われた代金を業者に預け金として管理させ、一部を翌年度の実験動物の輸送費用に充てていた。	○補助金の返還命令 平成18年1月16日(学振) 185万円 ○応募資格の停止 4年 1人
熊本大学	平成12年度～平成15年度に交付された科学研究費補助金において、実体を伴わない謝金の請求を行い、支出された謝金を出勤表に記載せずに実施した研究協力業務に対する謝金に充てていた。	○補助金の返還命令 平成18年1月5日(本省) 53万円 平成18年1月5日(学振) 20万円 (返還命令総額 73万円) ○応募資格の停止 4年 1人
長崎大学	平成15年度～平成16年度に交付された科学研究費補助金において、実体を伴わない謝金の請求を行い、支出された謝金を、研究室の運営経費に充てるためプールしていた。	○補助金の返還命令 平成17年12月19日(学振) 29万円 ○応募資格の停止 4年 1人
名城大学	平成16年度に交付された科学研究費補助金において、架空の取引により補助金を請求し、支払われた代金を業者に預け金として管理させていた。また、外国旅費を水増し請求し、差額を不正に受領し、これを、同行した夫人の旅費の一部に充てていた。	○補助金の返還命令 平成17年12月13日(学振) 441万円 ○応募資格の停止 5年 1人
慶應義塾大学	平成12年度～平成16年度に交付された科学研究費補助金において、架空の取引により補助金を請求し、支払われた代金を業者に預け金	【慶應義塾大学分】 ○補助金の返還命令 平成17年11月30日(本省)

	として管理させ、動物飼育施設の工事費用に充てていた。	<p>3,963万円 平成17年11月30日(学振) 602万円 (返還命令総額4,565万円)</p> <p>○応募資格の停止 4年 1人</p> <hr/> <p>【東京大学分】(※1) ○補助金の返還命令 平成17年12月20日(学振) 27万円</p> <hr/> <p>【東北大学分】(※1) ○補助金の返還命令 平成18年1月6日(学振) 19万円</p> <hr/> <p>【千葉大学分】(※1) ○補助金の返還命令 平成18年3月3日(本省) 412万円</p>
大阪工業大学	平成13年度～平成15年度に交付された科学研究費補助金において、実体を伴わない謝金の請求を行っていた。	<p>○補助金の返還命令 平成17年11月16日(本省) 46万円 平成17年11月16日(学振) 6万円</p> <p>(返還命令総額 52万円)</p> <p>○応募資格の停止 4年 1人</p>
東京農工大学	平成14年度～平成15年度に交付された科学研究費補助金において、架空の取引により補助金を請求し、支払われた代金を異動先の教育等研究経費に充てるため業者に預け金として管理させていた他、かつての研究協力者への謝礼に充てていた。	<p>○補助金の返還命令 平成17年7月25日(学振) 504万円</p> <p>○応募資格の停止 5年 1人</p>

※1 科学研究費補助金においては、研究分担者が不正を行った場合、当該研究課題の研究代表者が所属する研究機関から返還を受けるため、不正を行った研究者の所属機関と一致しない場合がある。

注 科学研究費補助金においては、平成16年度以降、不正使用防止策として、不正使用のあった研究課題の共同研究者(研究代表者又は研究分担者)に対して、不正に関与していない場合であっても、科学研究費補助金の新規研究課題の応募を1年間停止する措置を適用している。平成19年度は23人、平成18年度は32人、平成17年度は34人に適用した。

・平成16年度

大学名	事案概要	文部科学省等の対応
筑波大学	平成8年度に交付された科学研究費補助金において、実体を伴わない謝金の請求を行い、支出された謝金を研究者自身に還流させていた。	○補助金の返還命令 平成17年3月23日(本省) 5万円 ○応募資格の停止 5年 1人 2年 1人
徳島大学	平成15年度に交付された科学研究費補助金において、出張を取止めたにも関わらず、偽りの出張報告書を提出して出張が行われたかのように装い、不正に旅費を受領していた。	○補助金の返還命令 平成17年2月16日(本省) 5万円 ○応募資格の停止 4年 1人
東京慈恵会医科大学	平成8年度～平成15年度にかけて、応募・受給資格がない研究者が科学研究費補助金の応募・交付申請を行い、不正に補助金を受給していた。また、研究者が補助金の他用途使用を行っていたものがあった。 右記の外、原始的瑕疵に基づく返還命令 本省：9,960万円、学振：9,230万円	○補助金の返還命令 平成17年1月19日(本省) 9,415万円 平成17年1月20日(学振) 9,440万円 (返還命令総額 1億8,855万円) ○応募資格の停止 5年 45人 4年 1人 3年 11人 2年 17人
熊本大学	平成11年度～平成15年度に交付された科学研究費補助金において、外国旅費を水増し請求し、差額を不正に受領していた。	○補助金の返還命令 平成17年1月18日(学振) 225万円 ○応募資格の停止 4年 1人
お茶の水女子大学	平成11年度～平成13年度に交付された科学研究費補助金において、実体を伴わない謝金の請求を行い、支出された謝金を研究者自身に還流させた。また、実体を伴わない旅費を請求し、不正に受領していた。	○補助金の返還命令 平成16年12月27日(学振) 254万円 ○応募資格の停止 4年 1人
埼玉医科大学	平成8年度～平成14年度に交付された科学研究費補助金において、架空の取引により補助金を請求し、支払われた代金を業者に預け金として管理させていた。	○補助金の返還命令 平成16年7月22日(本省) 2,430万円 平成16年7月1日(学振) 1,952万円 (返還命令総額4,382万円) ○応募資格の停止 4年 3人
芝浦工業大学	平成10年度～平成14年度に交付された科学研究費補助金において、架空の取引により補助金を請求し、支払われた代金を業者に預け金として管理させていた。	○補助金の返還命令 平成16年4月19日(本省) 75万円 平成16年4月8日(学振) 683万円 (返還命令総額 758万円) ○応募資格の停止 4年 9人

注 科学研究費補助金においては、平成16年度以降、不正使用防止策として、不正使用のあった研究課題の共同研究者（研究代表者又は研究分担者）に対して、不正に関与していない場合であっても、科学研究費補助金の新規研究課題の応募を1年間停止する措置を適用している。平成19年度は23人、平成18年度は32人、平成17年度は34人に適用した。

○戦略的創造研究推進事業

・平成19年度

研究機関名	事案概要	文部科学省等の対応
獨協医科大学	平成14年度～平成18年度に配分された研究費において、取引先企業からJSTに提出された納品書の内容と実際の納品物が異なっていたもの、取引先企業から取引実態のない請求書がJST（直接執行）及び大学（委託）に提出され、JST及び大学が支払ったものが判明した。	○返還命令 平成19年10月29日 A社： 484万円 (社会技術研究開発事業を含む) 平成19年12月5日 大学： 24万円 ○応募資格の停止 4年 (JSTの競金以外の事業 : 4年) 2人 ○取引停止 A社は平成19年11月30日付けで 廃業したため行わない。
早稲田大学	平成9年度～平成18年度に配分された研究費において、取引先企業からJSTに提出された納品書の内容と実際の納品物が異なっていたもの(2社)、取引先企業から取引実態のない請求書が提出され、JSTが支払ったもの(4社)が判明した。	○返還命令 平成19年4月11日 A社： 1,271万円 B社： 794万円 C社： 11万円 D社： 322万円 E社： 322万円 F社： 261万円 合計： 2,981万円 ○応募資格の停止 5年 (JSTの競金以外の事業 : 4年) 1人 ○取引停止 A社～F社とも3ヶ月

・平成18年度

研究機関名	事案概要	文部科学省等の対応
産業創造研究所	平成13年度の委託事業において、従事実績の認められない労務費(人件費)の請求が確認されたもの。	○返還命令 平成19年1月31日 533万円 ○取引停止 1年間

・平成16年度

研究機関名	事案概要	文部科学省等の対応
東京大学	平成10～13年度に配分された研究費において、納品が確認できない、あるいは未納の状態にJSTから支払いが行われたといった経理処理があったことが判明した。	○返還命令 平成16年10月7日 A社： 116万円 B社： 435万円 C社： 1,184万円 ○取引停止 A社： 1ヶ月 B社： 3ヶ月 C社： 3ヶ月

○ 科学技術振興調整費

・平成18年度

研究機関名	事案概要	文部科学省等の対応
早稲田大学	平成17年度に交付された科学技術振興調整費において、ポスター作成費等の代金の架空請求に参与していた。	○返納 平成19年3月9日 22万円 ○応募資格の停止 4年 1人
早稲田大学	平成11年度から平成15年度に交付された科学技術振興調整費等において、実際の無い実体の無いアルバイト賃金を支出させ、受け取った学生から個人の講座に入金させ、私的流用（投資信託化）していた。 また、関連する業者（社外取締役に就任）からの架空請求があった。	○返納 平成18年12月22日 9,386万円 ○応募資格の停止 5年 1人

・平成17年度

研究機関名	事案概要	文部科学省等の対応
慶應義塾大学	平成16年度の科学技術振興調整費の配分において、業者に架空の取引を指示し、虚偽の納品書等を作成させ、同大学に支出させたものであり、その金額を業者に積み立て、別途に経理し、マウスの系統維持の業務に係る委託費等や動物飼育施設の整備費の支払いに充てていた。	○返納 平成17年10月28日 725万円 (委託費全額) ○応募資格の停止 4年 1人

○21世紀COEプログラム

・平成19年度

研究機関名	事案概要	文部科学省等の対応
立命館大学	平成15年度から平成18年度に交付された21世紀COEプログラムにおいて、実体のないアルバイト資金の還流及び実父が経営する会社への架空発注により「私的流用」を行っていた。	○補助金の返還命令 平成19年5月11日 1321万円 ○応募資格の停止 4年 1人 5年 1人
法政大学	平成16年度に交付された21世紀COEプログラムにおいて、研究拠点形成活動の一環として刊行物のCD-ROM化を業者に発注したが、当該作業の多くの部分を発注業者から自らが請け負うという不適切な経理処理により、結果的に資金を還流させていた。	○補助金の返還命令 平成19年5月11日 92万円 ○応募資格の停止 5年 1人

○独創的シーズ展開事業

・平成19年度

研究機関名	事案概要	文部科学省等の対応
大阪大学	平成15年度の研究成果最適移転事業費において、納品実績のない消耗品等について架空の納品書及び請求書を提出し、同大学から業者に支出させ、業者に預け金として管理させていた。	○返還命令 平成19年11月15日 249万円 ○応募資格の停止 4年 1人 ○取引停止 3ヶ月

○先端計測分析技術・機器開発事業

・平成19年度

研究機関名	事案概要	文部科学省等の対応
静岡大学	平成17年度の先端計測分析技術・機器開発事業において、虚偽の納品書と請求書により消耗品等を購入したように装い、同大学に支出させていた。また、この支出金の一部を「預け金」として業者に管理させ、必要に応じ正規の手続きを経ずに物品等を納品検収を受けることなく納入させ、その代金を「預け金」から支出していた。	○委託費の返還命令 平成19年10月16日（JST） 353万円 ○応募資格の停止 4年 1人